

## 平成19年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

平成19年9月10日（月曜日）

### 議事日程

平成19年9月10日（月曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員（29名）

1 番	河 杉 憲 二 君	2 番	藤 本 和 久 君
3 番	山 根 祐 二 君	4 番	斉 藤 旭 君
5 番	横 田 和 雄 君	6 番	弘 中 正 俊 君
7 番	木 村 一 彦 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	松 村 学 君	10 番	伊 藤 央 君
11 番	原 田 洋 介 君	12 番	大 村 崇 治 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	平 田 豊 民 君	17 番	藤 野 文 彦 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	安 藤 二 郎 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	河 村 龍 夫 君
22 番	久 保 玄 爾 君	23 番	山 下 和 明 君
24 番	馬 野 昭 彦 君	25 番	深 田 慎 治 君
26 番	山 田 如 仙 君	27 番	中 司 実 君
28 番	田 中 健 次 君	29 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、山下議員、24番、馬野議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回より一般質問につきましてはの発言時間の表示機を設置いたしましたので、申し合わせのとおり、おおむね1時間以内という規定をお守りいただきたいというふうに思っております。

なお、表示機に合わせてひとつ、調子よくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、早速これより質問に入ります。最初は11番、原田議員。

〔11番 原田 洋介君 登壇〕

11番（原田 洋介君） おはようございます。会派息吹の原田洋介でございます。先ほど議長が申されましたとおり、今回よりこの後ろに残り時間のカウンターが設置されました。残りゼロまで時間をしっかり使い切れるよう頑張りたいと思いますので、執行部におかれましてはゆっくりと、丁寧かつ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告いたしましたとおり、2点についての質問をさせていただきます。

まず1点目は、森林整備について。竹の繁茂対策についてでございます。

私たちのふるさと防府市は、山あり川あり海あり、そして多くの自然に恵まれた素晴らしいふるさとでございます。しかし、今その山々を見てもみると、竹林、竹が中腹まで侵食しているという光景をよく目にいたします。これは防府市のみならず県内各地、また全国各地でも同じような光景を見ることができます。

この竹は、日本で一番成長の早い植物だとも言われております。1年間で高さ10メートルまでに伸び、地下茎も1年間で5メートルほど枝分かれして伸びるという猛烈な勢いで成長を続けていきます。

竹は、古くから建築資材として重宝されてきました。竹かごなど日常生活にも欠かせないものでした。しかし、最近、生活様式も変化し、竹の需要というものもどんどん減ってまいりました。昔はよく、タケノコを掘ることが春の恒例行事のような感じでした。タケノコをいろいろいただいたりすると1週間、また一月ぐらいそのタケノコの料理を食べなければいけなかったり、そういう状況が昔はよくありました。今は、中国から安価なタケノコが入ってきて、手軽にスーパーで買い求めるようになりました。そして私の大好きなラーメンにも入っているメンマなどは、そのほとんどが中国産のものが使われております。

このようにいろいろな要因が重なって竹が異常に繁茂してきている状況だと思っておりますが、執行部としてこの竹繁茂の状況をどのように考えていらっしゃるのか、また対策等あればお聞かせいただきたいと思っております。

2点目でございます。2点目は、行政評価制度についてお伺いをいたします。

行政評価とは、限られた資源、財源の中で多様に変化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民生活の向上を図るために、むだはないのか、費用に見合うだけの効果が出ているのかという観点から事業などをチェックし、行政運営を改善していく取り組みのことでございます。

防府市では平成17年度からこの行政評価に取り組んでいらっしゃると思っておりますが、その行政評価は現在どのようなもので行われているのか教えていただければと思っております。

2点目に、行政評価の事前評価についてお伺いをいたします。

行政評価を考える上で何より重要なことは、事前評価だと思っております。事前評価と

は、新たな施策等を導入しようとする際意思決定前において、現状と課題を明らかにした上で、目標に照らしてその施策の導入の必要性、妥当性、有効性、公平性、効率性、優先性などの観点からチェックする方式のことで、言うなれば、石橋をたたいて渡るのではなく、石橋を渡る前にたたいてチェックするということでもあります。後に評価する際の基準にもなるものでございます。事業の透明性の向上、アカウントビリティの確保や行政効率の一層の向上を図ることにもつながっていきます。この事前評価システムの導入について執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政評価についての御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、国の三位一体改革の取り組みや地方分権の進展に伴い、地方自治体はこれまで以上にみずからの責任において地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが求められております。厳しい財政状況や多様化する市民のニーズに対応するためには、従来からの施策や事業実施の方法を踏襲するのではなく、時代の変化に応じてやり方を変えるなど、今まで以上に施策の選択と集中をしなければならない状況にあります。

こうした中、私は市長就任以来、市政の最重要課題としていち早く行財政改革に取り組み、行財政全般にわたり聖域を設けることなく、あらゆる視点で費用対効果の徹底検証を行うなど、行財政運営の改善を図るとともに、本年度から新たに幹部職員から一般職員まで全庁を挙げて取り組む行政経営品質向上活動や暮れ六つTryあんぐるセミナーなど、職員のさらなる意識改革の推進にも積極的に取り組んでいるところでございます。

さて、お尋ねの行政評価とは、政策、施策、そして細かな事務事業まで、行政項目の全般について一定の基準や指標をもって評価し、現状を認識し、課題を発見して改善を加えることであり、いわゆるプラン、ドゥ、チェック、アクションのPDCAサイクルの仕組みを行政活動に組み入れ、業務の質を持続的に高めていこうとする取り組みであると認識しております。

そこで、本市における行政評価の取り組みの現状でございますが、平成17年度に第三次防府市総合計画後期基本計画の策定に当たり、その実行性、具体性を確保するという側面から基本計画を補完するため、初めて実行計画を策定いたしました。この実行計画の策定過程におきまして、現状と課題の分析に始まり、市民アンケートの分析、さらに現状をどう変えたいのかといったビジョンや達成すべき目標としてのゴールや指標を定め、これらを基準として既存事業の見直しや新規事業の創設を行うなど、行政評価の考え方を導入

したところでございます。

次に、事前評価システムについてでございますが、事業の実施につきましては、毎年、先ほどの実行計画に基づき、事業の有効性などを検討しながら実施計画を策定しているところでございます。

平成18年度から、実施計画の策定に当たっては個別の事務事業を必要性、妥当性、有効性などの観点から評価・検討を行う事務事業評価の考え方を導入しており、この中で、新規事業については目的に合致しているか、早急に着手すべきか、また費用対効果があるか、市が実施すべきかなどといった事前評価の考え方を取り入れております。今後は、引き続き行政評価システムの浸透を図り、さらに限られた財源や人員の重点配分という観点から予算管理や人員管理と連動させてまいりたいと考えております。

また、行政評価の公表につきましては、市民の意見を行政運営に的確に反映させていくために必要であるという観点から、どのような方法が適しているのか研究してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、行政評価は行政運営を経営という視点から見直し、成果志向による新たな仕組みづくりの一翼を担うものであり、今年度からスタートさせました行政経営品質向上の活動とあわせ、機能的でより効率的な行政組織の構築に努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、産業振興部長から答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。今、壇上で市長から御答弁いただきましたが、おおむね詳しくわかりました。

一定、今、御答弁でいただいたんですが、今、行政改革の実施計画の中にもその行政評価の取り組みというのを項目に挙げていらっしゃるって、その推進計画の中には行政の透明性の確保、市民へのアカウンタビリティ、説明責任ですね、そういった意味の対応からの観点からその行政評価のシステムを導入ということで、やはり行政の透明性の確保、そして市民の方々への説明責任を果たすという意味では、やはりその結果を公表していただくというのが大前提というか、ぜひ取り組んでいただきたいものだと思っております。

実際に、昨年10月時点で、これ総務省の調査なんですけれども、行政評価を自治体で導入しているのは都道府県そして政令指定都市、中核市、特例市などではこのほとんど、おおむね90%以上の自治体が導入されておりますが、一般の市とか特別区ですね、その中では全体の48%しかまだ行政評価に取り組んでいないということで、そういった意味で考えれば防府市の方は優秀なのかな、しっかり率先して取り組んでいらっしゃるのかな

というふうに思います。

しかしながら、この結果を公表している団体につきましては、やはりその48%のうちでも57%、ですからその中でいうと25%強ぐらいですか、その全体の市で考えると。そして、ちなみに今、全体の取り組んでいらっしゃる48%のその市や区の中で、議会への説明や報告をしていらっしゃるというところが21%程度しかないようでございます。

先ほど御答弁の中で、その手法等を研究してぜひ取り組んでいきたいというふうに私の方は理解いたしましたので、ぜひできるだけ前向きに早く、市民の皆さんへそういった行政評価がこういう結果であるということをぜひ早く公表できるようなシステムをつくり上げていただきたいというふうに思います。これは要望とさせていただきます。

以上で、この点についての質問は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（行重 延昭君） 次は、森林整備について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、森林整備についてお答えいたします。

竹は、日本の文化を生き育て、昔から人々の生活に密接に関係してきました。中でも山口県は竹の育成に適しておりまして、竹林面積は全国第4位でございます。しかし、近年では中山間地域の過疎や高齢化、輸入タケノコの増加及び生活様式の変化により竹製品が使われなくなるなど、竹への需要の減少により放置された竹林が増加しております。

議員御指摘のとおり、竹は成長が早く、しかも猛烈な勢いで繁茂する植物であるため、放置竹林から竹が造林地へ侵入し、造林木の成長を阻害する事態が生じており、また農地への繁茂など農業にも悪影響を及ぼしております。さらに、竹林が拡大すれば動植物の生態系や森林の持つ公益的機能にも影響を与えることが考えられますことから、この放置竹林の問題は市といたしましても喫緊の課題であると認識しております。

そこで、平成17年度から山口県では「やまぐち森林づくり県民税」として5年間、県民税を徴収し、それを財源として山口県が実施主体となり、山地災害の防止をはじめ水源の涵養、また快適な生活環境の形成などの森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることを目的とし、竹繁茂防止緊急対策事業を実施しているところであります。

防府市におきましても平成17年度からこの事業に積極的に取り組んでおりまして、繁茂竹林の伐採につきましては平成17年度に小野、久兼において1.91ヘクタールを、平成18年度に同じく小野久兼、また田島、西浦地区におきまして3.86ヘクタールを実施しております。今年度、19年度には2.96ヘクタールの実施を予定しているところでございます。また、伐採後に成長する竹、よく再生竹という言葉を使うんですが、その竹を3年間かけて除去し、根絶する事業につきましては、平成18年度において1.91ヘクタールを実施し、平成19年度においては5.77ヘクタールの実施を予定

しております。

このように、竹林の整備を進めることは森林の持つ公益的機能の維持はもとより地域の環境保全にもつながるものと考えますので、市といたしましては広報活動や県主催の森林づくりフェスタへの参加はもちろんのこと、森林管理巡視業務を通じ、森林組合や県等の関係機関と一体となって森林所有者に対する竹繁茂防止の意識啓発に努め、適切な森林の整備に取り組んできております。

今後は、これまでの森林整備に加えまして、県民参加の森林整備を目的に立ち上げられました市内の竹林ボランティアとの連携を図りながら、市民一体となった竹林の管理に努めていきたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

私も以前からこの問題を、いろいろなところで言われておまして、市内を見ても、私も最近、車で市内を走ったり県内を走ったりするときにも、山を見て、竹が生えているのを見ても気になってしょうがないような気になってしまいます。そもそもこれを思い立ったのは、結構10年ぐらい前にたまたま車で走っているときに、山で白いのが、白い部分ですか、白髪と言ったらおかしいですけども山の中に白い地域が何かぼんぼんと、あれ何なんだろうなというのが最初の思いで、それからいろいろ山に入って行って、その白いのが竹の枯れた跡だというのがわかって、それから気をつけてよく山を見るようになると、普通の山の緑とはちょっと違う黄緑色が山を覆っているという、これは大変だなということで、今、最近になってもいろいろ向島とか、それこそ田島のあのトンネルの前なんて、もう竹がぶわっと茂って大変な状況です。もちろん私が住んでいる牟礼の方もそうですし、本当市内全域、竹の繁茂というのはすごく問題になっております。

17年度から県の方でいろいろと対策をとられておりますけれども、言うたら恐らく微々たるものというか、なかなか県の方で森林税でやっていただいても抜本的な改革にはなかなかないというふうに思っております。ですので、今、県に対して、県の事業に対してどれぐらい市内から要望というかそういうものを挙げていらっしゃるのかなというのをちょっとお聞かせいただければと思います。それに対して県がどれぐらいやってくれよんかなというようなことがちょっとでもわかればと思うんですが。その辺、わかれば教えていただきたいんですけども。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、原田議員さんの御質問ですけれども、先ほどお答えを申し上げましたように、今、いわゆる森林税、県の税金でございますけれども、

19年度につきましては県の方でも18年度の若干の財源的な余裕ができたということで、この余裕財源を今年度19年度でございますけれども、繁茂竹林の対策にそれを充当していくという方針をお持ちでございます。さっき御答弁申し上げましたように、今、したがって、防府市の方では過去の面積よりは、竹の繁茂対策をやった面積よりはかなり面積は増えますが、5.77ヘクタールを当市内で実施するというようにしております。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。わかりました。県の方が中心になってやられているような状況だと思うんですが、ちょっとこの件について、山を何とかできないかなという調べておったというか自分なりに考えて、たまたま、防府市で市の持つ市有林の監視人制度というのが今あったんですけれども、この市有林の監視人制度というものがどのようなものなのかというのをちょっと教えていただきたいと思うんですが。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 市有林の監視人制度の概要でございますけれども、今当市では市有林の保護監視の徹底を図る必要がありますので、直轄します市有林野監視人という人たちを配置しておるところでございます。

この監視人さんは地元の自治会の推薦によりまして、その推薦に基づきまして市長が委嘱をしておる、そういった方々なんです、任期は4年でございます。4年で、その主な任務、お仕事なんですけれども、森林火災の警防、また病虫害等の発生監視、それと森林の境界及び標識の保全など毎月2回以上担当する区域を巡視していただきまして、被害が発生した場合には被害防止の措置を行っていただきますとともに、その旨を速やかに市に報告していただくということにしております。今現在、市内で19名の方が20地区の防府市が有しております市有林においてこの任務に従事されております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） 今この監視人さん、もちろん報酬というか手当とかあると思うんですけれども、それは大体お幾らぐらいのものなのか教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、受け持ってもらう地区の広さもちょっとあるんですが、1人年間に約5万円の報酬をお支払いしておりますので、先ほど申し上げました監視人さんが19名いらっしゃいますので、総額が今年度では105万2,000円になるかと思いますが、予算化しております。



議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。実は私ちょっといろいろと全国各地で調べておったところ、今、埼玉県の飯能市というところで森の番人制度という制度を新しく創設されまして、ちょっと先日、視察というかお伺いをしてきたんですけれども、これは市有林の管理条例をつくられていて、その中で森の番人というものが規定されておるんですけれども、立木の調査、境界調査、そのほか植樹、間伐など伐採、病虫害防除、その他防火栓、森林保護に関すること等、本当にこの監視人制度と同じような内容だと思うんですけれども。この飯能市というところはもともと何か林業の盛んな地域で、山自体もすごい、西川杉という、そういう有名な産地らしいので、林業が盛んなところですので、そういった意味でも山への関心が高いところなんです、ここの森の番人さんというのは市長が認められた5名ぐらいの方なんですけれども、市の非常勤職員というか、そういった方々で、日当が1万幾らだったか、とりあえず月に20日ぐらい出られて、年間数百万円ぐらいの報酬になるんですけれども、その分、週5日ぐらい山に入られているいろいろな仕事をされておるんですが、なかなかこれが、一昨年から始まって1年間でいろいろ山の境界とかそういったものを見るだけで、ほぼ1年間その仕事ばかりだったというような感じなんですけれども、週4日から5日出て山の仕事というのは絶えることがないというようなことを言われるんですよね。

やはりいろいろ、ちょっと山の方まで見に行くことはできなかつたんですが、そういう山というものはそれぐらい一生懸命見ていかないと本当の管理はなかなかできないというようなことをおっしゃっていました。やはり月2日程度で、もちろんその19名の方ではなかなかもう手いっぱいじゃないかなというふうに思うんです。これがよく言われますような、もちろんボランティアの方々とかも必要ですけれども、専門的にいろいろ山を見ていくというか、そういった方々がいらっしやらないとなかなか手の届かないところもありますので、抜本的な対策にはならないんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん県の事業でお手伝いをいただくということも大切ですが、私は本当にこの竹の問題というのは、すごい喫緊の課題と申されましたが、本当に重要な課題だと思います。山というのは、もちろん皆さんもう十分御理解いただいていると思いますけれども、環境の問題、そして水の問題、そういったものにもすごく深くかかわってくる大切なものです。ですから、こういった監視人さんをもう少しいろいろな方をお願いしたり、報酬をもう少し増額したりして、そういう監視人制度自体を拡充していただくというようなことはできないのかなと思うんですけれども、そのあたり、ちょっと御答弁いただければというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 先ほど市有林の監視人制度についてはちょっと御説明いたしましたけれども、実は、今度は私有林の問題もあるんですけれども、そこらのやはり森林も守っていかなければならない、公害を防いでいかなければならないということで、実は平成14年度から民有林の巡視制度も設けております。これは主体となって業務をお願いしている機関は森林組合であるわけですけれども、公有林と同様に森を守っていくということで、そういった巡視管理活動をお願いしているところでございます。

しかしながら、山が広域にわたり、広範にわたり森林はあるわけですけれども、人数の増員あるいは報酬の値上げ等々もすべて御承知のように予算に絡んでくる問題でありますので、今後慎重に検討させていただければというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） はい。わかりました。

本当に今部長がおっしゃられたように、市有林だけだったらもう限りがあるけれども、ほとんどが私有林ですから、私としてはせめて公有林ですか、そのあたりからきちっとできればなという思いがあってからなんですけれども、いろいろとなかなか難しい状況かもしれないけれども、どこか部長の頭の片隅にでも置いていただいて、またいろいろと、もしそういったことができるようであれば積極的にそういう竹の対策についても取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今、申されました私有林ですね、そういった方々へ広報、先ほど最初の御答弁でもいただきましたけれども、やはり働きかけというか、実際山を持っているけれどもどこが自分の山かもわからんというような人もようけおってとは思うんですけれども、しっかり山を持っちゃって方々への竹についての働きかけということについては取り組んでいけるかとか、そのあたり、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まさしく今、議員御指摘のように、竹林を所有されている方が本気で取り組んでいただかないと、これはなかなか功を奏しないことなんですけれども、おっしゃるように竹林を所有されている所有者の方には森林組合等を通じながら、身近に接していらっしゃる森林組合でございますので、そういった竹繁茂に対する対策を講じられるように啓発に相努めながら協力していただきたいということで取り組みを今、進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 11番、原田議員。

11番（原田 洋介君） ありがとうございます。

私も、竹は今、何か山を見るとちょっと憎たらしいような思いもするんですが、私は学生時代、京都におりまして、嵯峨野に一時期住んでいたことがあったんですけども、嵯峨野には「竹のこみち」といってよく時代劇とかに出てきたり、ちょっとしたいろいろな日本の昔の映像とか、京都を象徴するような映像で出てくるんですけども、竹がうっそうと茂った中をちょっと道があるんですけども、それで、その中を通るとやはりさわさわというササの音とか、ちゃんと整備したものがあれば、すごくやはり日本の象徴というかそういったものだと思います。

すべて竹を切ってしまうという話ではないんですが、ちゃんとやっていただければ竹も竹で価値が上がってくるというか、山にとってもいいものだろうと思うんで、ここで私有林の所有者にPRというか、そういった市民への啓発についてのちょっと御提案というか御要望を最後にさせていただきたいんですけども、そういった竹に対する啓発も含めていろいろ私有林を持っていらっしゃる方に御協力をいただいて、タケノコをとるようなそういった大会みたいな、そういったことが開けないかなというふうに思うんです。

実際にタケノコとかをとったりする機会というのが、小学校の例えば課外授業というか総合学習とか、そういったものにも導入できると思いますけれども、なかなか所有者の方の許可が出ないのに勝手に入ってとるわけにもいきませんから、ある程度竹があるところのわかる所有者の方々にちょっと御協力をいただいて、タケノコを掘る課外活動とか、それとか市民の方に幅広く呼びかけたタケノコとり大会みたいな感じのことを開くことができないかなというふうに思います。それにあわせていろいろと、タケノコというのはあくを取ったりとか、調理もなかなか大変ですので、私の同年代の例えばお母さんとかではなかなかタケノコをもらってもどう調理してええかわからんというような方もいらっしゃいますんで、そういった若いお母さん向けの料理教室とか、ぜひ市を挙げて竹対策にどんどん取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、市長にもぜひ御答弁いただきたいと思うんですが、今、市長もよく佐波川の水とかそういったものをすごい大切にしていっています。環境ということにもすごくいろいろと興味を持っていらっしゃって、そういういろんな施策を進めていらっしゃいます。地域再生計画、そのあたりも佐波川とか絡んできたりのものがございまして、その佐波川の水を守っていくためにも、山を守るということは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ市を挙げて竹対策に取り組んでいただきたいと思いますので、そのあたりをちょっと市長に一言いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 原田議員の御指摘の埼玉県の飯能といえば丹沢山系の山深いと

ころでございます。防府市とは随分環境も違ってくるだろうと思うんですが、竹で連想するものは何かということなどをよく踏まえながら、防府市における竹林のあり方、ありよう、また繁茂対策などについて、そしてまたさらには議員が御指摘のようにそれを市民の快適な生活環境の中に取り込んでいくにはどうしたらいいかというようなことなどを、また私は私なりに考えていきたいと思っておりますので、いいお考えがあればぜひ御提案もいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、11番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、19番、安藤議員。

〔19番 安藤 二郎君 登壇〕

19番（安藤 二郎君） おはようございます。みどりの会の安藤でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず第1点。開発許可についてということです。

最初は、市街化調整区域における開発許可の問題についてです。

平成14年、これまでの開発基準の大幅な改定によりまして調整区域における開発が積極的に進められて、調整区域とは名ばかりの立派な住宅地域が続々と出現してまいりました。調整区域内に農地を持ち、その世話に疲れてきた所有者にとっては願ってもないことで、宅地利用へと動きました。見る見るうちに田んぼが消えて、どこでも見られるような住宅が並びました。そうした新たな分譲地には公共下水道も開発業者の手によって敷設され、まさに住む人にとっては極めて快適な集落ができ上がり、多くの若者たちが移り住んでおります。

そういった意味で、調整区域の開発は土地の有効利用という点では大いに意味があったと思われます。しかし、喜んでばかりでいいのか、問題はまちづくりの根幹にかかわる問題なので、少し考えてみたいと思います。

まず第1点です。市街化調整区域における開発許可の基準について。

最初の質問ですけれども、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域とされておりますけれども、それでは具体的に何をどのように抑制するのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、開発許可の基準についての質問ですけれども、許可基準のうち一般基準として都市計画法第33条にあり、予定建築物が用途規制に適合していること、排水施設が適切な構造及び能力で配置されていることとありまして、排水への配慮が強く望まれております。

そこで質問ですが、開発許可に当たって、特に排水施設計画についてはどのような基準を設けて許可されておられるのかお尋ねをいたします。

次に、都市計画法第34条に新たに設けられました第8号の3を受けて、山口県条例によって調整区域内における建築可能な基準が設けられております。それによりますと、防府市の場合、建築物のうち建築基準法別表第2(1)、(2)以外の用途には許可しない、すなわち建築できるものとしては住宅及び兼用住宅に限ると。この規定は用途地域の中で最も厳しい規定とされております第1種低層住居専用地域、この規定よりもさらに厳しいものとなっております。

そこで質問ですけれども、こうした調整区域内における規定は現在の建築基準法では説明ができない地域となってしまうわけでありまして、仮に当該地域が市街化区域の要件を満たして市街化区域となった場合、用途地域はどうされるのか、その意図するところは何か、その理由についてお尋ねをいたします。

(2)として都市計画税の使途について。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるために都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税する税金となっております。いわゆる都市計画事業または土地区画整理事業のための目的税です。

そこで質問ですが、昨年度の例で具体的に都市計画事業費、土地区画整理事業費の額とその概要について御説明ください。また、これから5カ年、この税の使途についてどのような計画をお持ちかお尋ねをいたします。

(3)農業振興地域と開発許可について。

農業振興地域制度の目的の中では、農業振興地域とは自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域ということになっておりますが、「農業は人に数え切れないほどの利益をもたらしております。きれいな水、緑、保水能力、地下水の涵養、生態系の維持といったことがあります」と井上ひさしさんが著書の中で述べられております。農業振興の意味がよくわかります。ところが、この農業振興地域のうち、いわゆる白地部分は市街化調整区域とされており、今紹介のとおり、開発許可基準の見直しによってその地域がとても農業振興地域とは思えない開発が進められております。

そこで質問ですが、農業振興地域の開発は、その制度に照らして現状の開発には無理があり、何らかの制度改正の必要があると思われませんが、その点についてお尋ねをいたします。

次に、大きい部分の2で、農業振興対策について。

(1)として、当地域において農業の目指すところは何か。

国は集約化、規模拡大で生産性を高めようと品目横断的経営安定対策を、来年2008年度からはさらに企業の農業参入を進めるために土地取引の税制を見直し、さらには農地の貸借を容易にするための農地法の改正もしていく方針、またことしからは地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援しますという農地・水・環境保全向上対策事業も始まりまして、矢継ぎ早に農業対策を打ち出しております。しかし、依然として農業に何を期待しているのか明確ではなく、地域の農家にとって将来への明るさは見えてこない状況にあります。

農業を言うならば、この話を外すわけにはいきません。今、日本人が平均的に年間1人どのくらいのお米を食べているでしょう。二、三年前までは1人1年間で70キロとっておりましたけれども、最近では60キロが定説となってまいりました。1年1人60キロとは何を意味するか。60キロというのは1俵のことですが、農家の方が一生懸命つくられた米1俵の農協等へ販売する価格は幾らですか。これが実に1万2,000円から1万3,000円です。日本人1人1年間、主食を1万2,000円から3,000円で生活できることになるわけです。もう少し言い方を変えるならば、精米とか炊飯器とか電気代を考えても、米だけを食べていれば1年間2万円もあれば命がつけると勘定になります。何しろ、米というのは穀物にしては珍しく栄養的にバランスがよく、他の食品の助けはそれほど要らないと言われ、さらには米に含まれているたんぱく質は人間の体に不可欠な8種類のアミノ酸をすべて備えていると言われているわけですから、米だけ食べて命はつけられる、それが年間2万円です。

このような豊かで貴重な食材をどうしてこんなに安売りしていいのでしょうか。そしてさらには、米を育てる環境はきれいな水、緑、ダムの効果、保水機能、地下水の涵養、酸素、生態系の維持、人間の生活に数え切れないほどの利益をもたらしております。これら水田があることによる恩恵をどのように対価として計算されているのでしょうか。本当に農業の存続を願い、美しい国土を守るとすれば、米の価格にこれらを上乗せしてもいいんじゃないでしょうか。そのくらいのことを国策として提示すべきではないでしょうか。国がやらなければ市町村がやればいい。価値ある施策と評価されるでしょう。

「御飯を三角形に固めるのはおにぎりかおむすびか」、この間クイズでやっておりました。古事記の中でむすびという山の神が出てくるそうですが、昔の人はこれに倣ってお米の御飯を三角形にしておむすびと言ったと言われております。昔の人たちのお米に対する感謝の気持ちがとてもよくあらわれております。今こそ我々に求められていることは、若者た

ちが日本人の食を支え、国土を守るために農業が不可欠の存在であるということを知りやすい形で示すことではないでしょうか。

そこで質問ですが、農業に関する防府市のデータを見ながら考えてみようと思いますが、最初の質問です。

防府市の地域特性に適した、そして産業として成り立つような農業とはどんなものか、お尋ねをいたします。

2番目としまして、法人化の現況と計画の概要について。

農地の集約規模拡大への取り組みについて、これまでに幾つかの農業生産法人が立ち上げられているようですけれども、その状況及び水稲を対象としている切畑ファームの計画の概要について御紹介ください。

(3)としまして、耕作放棄地と認定農業者の現況について。

個人資産である農地を個人の意思とは関係なく農業振興地、農用地と指定してしまったのは紛れもなく国策でやられたことです。であるならば、官の責任において防府市の資産として農用地を放棄地にすることは許されないことです。農家それぞれの責任で何とかせよとは余りにも無責任な話ではないでしょうか。

さて、そこで防府市における耕作放棄地はどのような状況にあるのか、またその対策について、対策のかぎを握るであろうと考えられる認定農業者の状況について、これまでの調査された範囲で御説明いただけたらと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは農業振興対策についての御質問にお答えいたします。

防府市は気候温暖で、佐波川流域には県下最大の平野を持ち、農業を営む上からも自然条件、地理的条件ともに恵まれた地域でございます。

そうした中で、どのような農業を目指すのかという御質問ですが、基幹作物はやはり水稲になると思われれます。ただし、水稲は比較的安定はしているものの、面積当たりの収入は低いので、麦や野菜、果樹や花き、畜産を含めた複合経営を目指さなければならないと考えております。

作物としては、品目横断的経営安定対策で指定されております麦と大豆、さらに国の指定野菜でありますタマネギ、県の認定野菜であります白菜、白ネギ、ハウレンソウ、施設野菜であるイチゴ、キュウリや、カーネーション、バラ、レザーファン等の施設花きの生産の拡大を進めているところでございます。こうした推奨作物の中から各農家が風土、土

壤、経験を勘案して作物、品種を選択されることになろうかと思えます。

市といたしましては、農協や県農林事務所など関係機関と連携を深めながら、農家の経営安定と希望の持てる農業を目指して尽力してまいり所存でございます。

次に、法人化の件でございますが、切畑ファームは平成19年2月8日に設立された農事組合法人で、参加された組合員は61名、法人が経営する農地は24ヘクタールでございます。

法人設立の目的は、高齢化等により担い手不足に悩む地域の中で法人を設立することにより農作業の効率化、農業機械等の共同化を通じて地域の農地を守るとともに経営の安定化を図ることにあります。具体的には法人である切畑ファームが組合員から農地を借り受けて農産物を生産し、切畑ファームの名義で出荷することになります。売り上げ目標としては、今年度は1,900万円、5年後には米の売り上げを中心に2,300万円を目指しております。

法人化のメリットとしては、まず個人が大型農機具や倉庫を持つ必要がなくなり、これに伴う経費の節減が図れます。また高齢者にとっては重労働から解放され、地代収入が確保される、さらに家族に農作業の担い手がいなくても法人が農作業を引き受けてくれるので農地が荒廃することがないといった点が考えられます。

続きまして、耕作放棄地の面積でございますが、2005年の農業センサスにおいて市内で農業に従事しておられる農家の耕作放棄地は219ヘクタールとなっております。

次に、認定農業者でございますが、現在115名となっております。地区別では西浦が最も多く43名、次いで大道が41名、華城、右田が各7名となっております。認定農業者が増えることによって耕作放棄地がどう変わるかということでございますが、高齢化や労力不足によって耕作不能となった農地を規模拡大を目指す認定農業者が積極的に耕作することにより、耕作放棄地が増加することを未然に防止できると考えております。

最後に、企業の農業への参入でございますが、現在のところ、参入の意思表示をされた企業はございません。また、市内の大企業に対する防府市としての働きかけについても現在行っておりません。しかし、来年度にも企業の農業参入に伴う規制が大幅に緩和されるという情報が新聞各紙で報道されました。現在、企業の農業参入の対象農地は耕作放棄地に限定されておりますが、生産性が高く交通の便もよい優良な農地も対象とする改正だと言われております。この改正が具体化されますと、企業の農業参入にとって大変な追い風になると思われれます。市といたしましては、法改正の動向を見ながら市内の企業への働きかけについて研究してまいりたいと思えます。

残余の御質問につきましては、担当部長から答弁いたさせます。



議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） はい。どうも大変ありがとうございました。

それでは、席よりの質問を幾つかさせていただきます。

まず最初に、昨年7月にできております農業経営基盤の評価の促進に関する基本構想、その中で年間農業所得はおおむね320万円程度の水準を実現できるものとし、これらの農業経営が本市農業生産の中核となるような農業構造を確立するとありますが、昨年この農業所得320万をクリアできた農業従事者の数とその内容についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 御質問にお答えいたします。

今基本構想でいいます320万円以上の農業所得、目標値ではありますが、現時点でクリアされている農家は11人いらっしゃいます。その経営の内容ですけれども、畜産、花き、施設野菜を主に行っていらっしゃる農家の方でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） その中には米農家の方は一軒もないということですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 水稻だけをやっていらっしゃる方はこれには入っておりません。いわゆる今の畜産、花卉、施設野菜につきましてもいわゆる複合農業というんですか、米作の方も、水稻の方も若干はやられている農家だと思えますけれども、純粋に水稻だけで320万円をクリアしていらっしゃる方はないというふうに聞いております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） その中でも最も水稻の多い方はどのくらいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の11名の方で最も水稻が多い方がどなたかということですが、それは申しわけありません、今把握しておりません。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） では次の質問に移りますが、品目横断的経営安定対策において、認定農業者を4ヘクタールという規定をしておりますけれども、防府市地域においてはこの4ヘクタールを2.6ヘクタールというふうにされておりますが、4ヘクタールを2.6ヘクタールにされた理由についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 認定農業者の要件の一つということになるかと思えますけれども、今、4ヘクタール、これは大前提としてあるわけですけれども、防府市の

現在の農業者の実態等々を考えますと、なかなかこれがハードルが高いだろうということで、一定の緩和の面積を設定しております。したがって、さっきの基本構想で出ました所得の320万円ということは基本構想に盛り込んでおりますけれども、これも本市の状況等を勘案する中でおおむね320万円という表現を使っておるんですが、そのおおむねの範囲も8割ということで所得の設定をしておりますように、したがって、そういった認定農業者の耕作面積もおおむねの中で考える中で一定程度緩和しているということで御理解いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 2.6ヘクタールで概算計算をしますと、売上高が2.6ヘクタールで約300万円、そうすると、それにかかった費用を差し引きますと大体100万円ぐらいしか残りません。それはどういうことかということ、目標としている農業所得320万円にとっても届かないんですね。だからそれを届かすためにはどうしても4ヘクタールぐらいは必要なわけですよ。だからそういうことを勘案しないでただひたすらに下げただけで農業者を救えるというのはいかがなものかというふうに考えております。ということでその辺は再検討のほどをよろしく願いいたします。

それと、現在、政府から国策として目標の米の数量を与えられておるとは思いますけれども、現在、防府市がそれをどの程度満足しておるのか、数値的なことがわかればお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、米作の割りつけのお話だろうと思いますけれども、この件につきましても今、準備をしておりません。後ほど御回答を申し上げたいと思います。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 私の仕入れた資料によりますと、大体平成19年度で6,767トンということで、実際の防府市のものが4,200トンぐらいで、約60%です。ですから、まだ十分な域に達していないわけで、米の生産もどんどんやらなければいけないというふうに思います。

さて、次に、主要作物の収穫について先ほどありましたけれども、大体調査によりますとタマネギが米の約2倍、1反当たりの価格ですね、売り上げ価格を見ますとタマネギが約2倍。あと、花き類は何十倍という所得があるわけですが、今後、防府市が目標としているところは今、水稻が主になるということですが、こうした施設型の野菜、あるいは施設型の花きについてどの程度米とバランスをとっていかれるつもりか、その辺のところをちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、具体的にどの程度のパーセンテージでバランスということも、なかなかこれは答えにくい課題で、率直に申し上げてそういった課題であろうかと思います。しかしながら、さっき市長が御答弁申し上げましたように、水稻だけではなかなか防府の農業実態を考えますと難しゅうございます。したがって、俗に言います、もうけの上がるそういった施設野菜、イチゴ等々あるわけです。花きもあるわけですが、そういったものとの米作との組み合わせ、複合農業というのをやはり展望しながら取り組む必要があるんじゃないかという認識は持っております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それでは、次に法人化の現況についてお尋ねをいたしますけれども、先ほど紹介がありました切畑ファームのことについてお尋ねしますが、これはいわゆる基本構想で述べております農業所得320万、これがクリアできるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 切畑ファームのことでございますけれども、今、議員がおっしゃっております所得320万円という目標額でございますけれども、これはさっきもちょっと話題に出ております、御質問にも出ております認定農業者等のいわゆる個人農業者に対しての大きな目標数値、金額ということで設定しておるわけでございまして、切畑ファームは農事組合の法人化したものでございますけれども、この組織の主たる第一義の目標、目的といいますのが共同作業によります農業に対する労力の省力化、また荒廃地の未然の防止等々を主眼に置いておりますので、またこの切畑ファームのような農事組合におきましては、法人とすれば組織として利潤を追求する意味合いを持った法人ではございません。そういったことで法人としてどれだけ利潤を上げていくのか追求していくのかということになりますと、その法人の目的とする以外のことになろうかというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） じゃあ、今言った集約化とか規模拡大をするというのは何が目標なんですか。今言われるように法人化して、これ24ヘクタールですよ、24ヘクタールも水稻をつくって、農業所得がどのくらいになるかもわからないような状況で計画が進められているわけがない。それをちょっと、どのくらいあるのか、売上高はさっき言いました1,900万円から2,300万円と言っていますけれども、それは一体どの程度の所得が得られるのか、24ヘクタールあればすぐに出るんじゃないですか、そんなもの

は。ちょっとすぐ計算して出してください。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 法人の切畑ファームが実はさっき言いましたように19年、ことしの春に設立されましたけれども、5カ年の事業計画というものを立てていらっしゃる。それで、先ほど申し上げましたように個人個人に法人が得る利潤を還元していくという、そういった意味合いの法人ではございませんけれども、法人そのものがいわゆる利潤というんですか、黒字をどのぐらいの額に設定するかということなんですけれども、今年度は別としまして、5年後には120万円、130万円あたりを利潤設定というふうにしております。

しかしながら、議員恐らくこの計画の中身については御承知されているということの前提でお話をするわけですけれども、この法人がいわゆる黒字を出していく、黒字を出していく中でまずそこに参画されている、さっき言いました61名の農業者の方がこの法人に参画されているわけでございますけれども、その方の中には田だけを出していらっしゃる方もいらっしゃいますので、その利用しますいわゆる土地代、田の借上料も払っていくわけでございます。

また、専属にそういった61名が出していらっしゃる、参画していらっしゃる田を集中的に耕作される部隊がおります。そういった方には当然ながら農業従事に対する分配金というものを支払っていくようになるかと思えます。それらの支払いが地域の農業者への、法人が黒字になったその額からのいわゆる還元金であろうと解釈するとするならば、額的にはかなりの額になっておりますが、さっき言いましたように、ただただ収支の費目的にいいますと剰余金そのものは5年ぐらい先でも百二、三十万の剰余金として計上するという形になるかと思えます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今、切畑ファームの中期計画を見ておりますけれども、この中で支払い地代は約160万円、それから従事分量配当予定額535万円、これが今部長さんが言われた、その地域の方が働いて得られるもの、働いてトラクターを貸したり何かされたその人に支払うもの、それが535万円、そして当期の剰余金が130万円というふうなことから、約760万円、この程度のお金が浮いてくるというふうなことになっております。そういう意味で、こうしたいわゆる1ヘクタール以下、2ヘクタール以下の農業者たちを集めて、こういう形で法人化することによって、24ヘクタールでこの程度の利潤を上げられるんだということが、まだ、今、計画段階ですけれども、こういうこと

を積極的に今から推進していただければというふうに思います。

それから、次に耕作放棄地の話ですけれども、この辺については今市長さんの方から話がありましたけれども、これが西浦だけちょっと調べてみますと、実に放棄地の中で2ヘクタール以下が大体70%ぐらいを占めるんですね。非常に小さい農家の方たちが放棄されているというふうなことで、これを何とかしなければいけないということですが、そしてまた先ほど紹介がありましたように、認定者の数が、実に僕はびっくりしたんですけれども、今、農業認定者が何人かというと、農事組合員のが5,130人もあるんです。それに対して認定農業者はわずか115しかないんです。本当に数パーセントしか認定農業者はいない。したがって95%は2ヘクタール以下、1ヘクタール以下の農業者なわけですよ。それがこういう耕作放棄地を生んでいるわけです。ですからこの辺について今後深刻に考えられて、どういうふうにしてこの耕作放棄地を解決していくのか、その辺をしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

これで質問を終わりますが、ただ、今回こうしてたくさんの資料を担当課から私にはいただきました。非常に感謝しております。これでこの質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は開発許可について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から、1点目の市街化調整区域における開発許可基準についてと3点目の農業振興地域と開発についての御質問にお答えいたします。

本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化形成を図るため、昭和46年に都市計画区域を市街化区域と調整区域に区分し、その後、社会経済の情勢の変化に伴い4回の見直しを行い、市街化区域を拡大し、まちづくりに取り組んでまいりました。

最初に、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされておりますが、具体的には何をどのように抑制するのかとの御質問にお答えします。

市街化を抑制すべきとは、建築物の建築等を制限し、人口の増加を抑制するものと理解しております。市街化調整区域内において開発行為の許可を受けようとする場合は、都市計画法第34条各号に該当するもの以外は許可されません。

該当例を申し上げますと、山口県条例で指定する区域内の用途に適合する開発行為、周辺地域に居住している者のための日常生活に必要な物品の販売店等の建築を目的とする開発行為などでございます。開発行為とは、主として建築物等の建築の用に供する目的で土地地区画形質の変更を行います。

また、市街化調整区域においては、優良な農地等すぐれた自然環境を有する区域、災害の発生のおそれがある区域、その他の保全することが適当である区域については関係法令による許可を得なければ開発行為の許可を受けることはできません。

次に、開発許可に当たって、特に排水施設計画についてはどのような基準を設け許可しているのかとの御質問にお答えします。

開発許可における排水施設は都市計画法第33条及び政令等に基準が定められており、その中で個々の開発許可について排水の放流先、排水方法、排水量及び排水先の管理者との協議及び同意が適切であるか確認し、許可しております。

続きまして、仮に市街化調整区域が市街化区域の要件を満たし、市街化区域となった場合、用途はどのようになるのかとの御質問でございますが、市街化区域縁辺部、幹線道路沿道など土地利用の変化が著しい地区につきましては随時その動向を把握し、市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には、農林漁業との健全な調和を図りつつ市街化区域の編入を検討するという、決定権者である山口県の考え方があります。

これを受け、防府市は基礎調整等の結果により、既に市街地化の形成が見込まれる場合は、関係権利者の意向を確認した上で県へ市街化区域への編入を要望いたします。また、用途については決定権者である県とも協議することになりますが、当該区域の実情に即した用途の決定が行われます。

次に、3点目の農業振興地域と開発許可についての御質問でございますが、農業振興地域の開発はその制度の目的に照らして現状の開発には無理があり、何らかの制度改正の必要があるのではとの御質問にお答えします。

平成13年5月18日に施行された改正都市計画法により、農業振興地域内でも都市計画法第34条各号に該当する建築物であれば開発が許可されることとなりました。しかしながら、農業振興地域内の開発は農業振興地域の整備に関する法律との関係があり、調整を図ることとなります。

したがって、農業振興地域内の開発は市街化調整区域内における優良な農地等すぐれた自然環境を有する区域等の確保の面がありますので、現状では現行制度を維持すべきと考えますので、御理解をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 2点目の都市計画税の用途についてお答えいたします。

都市計画税は、議員御指摘のとおり都市計画事業及び土地区画整備事業に要する費用に充てるための目的税でございますので、その全額をこれらの事業に充てております。

平成18年度の決算で具体的に申し上げますと、都市計画税の収入額は12億7,700万円でございます。都市計画税を充当できる事業費等としては街路事業、下水道事業、市街地再開発事業、駅北区画整理事業等の事業費及びこれらの事業にかかわる市債の償還額で、合計61億2,800万円となっております。

これらの事業費等に対する特定財源の国・県支出金、市債、負担金等を合計いたしますと40億4,800万円となり、残りの20億8,000万円に対して都市計画税を充てております。したがって、特定財源を除く対象事業等に充当いたしました都市計画税の割合は6割程度となっております。

次に、都市計画税の今後の用途でございますが、平成21年度に終了予定の駅北区画整理事業や天神前植松線などの街路事業、公共下水道事業あるいは平成21年度に予定しております廃棄物処理施設建設事業、また港湾整備も含め、これまで行ってきた都市計画事業等における市債の償還にも充てていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） それでは、調整区域の抑制すべきものは人口であるよというふうなことをお聞きしましたので、ちょっとお尋ねしますけれども、これは実は都市計画法第34条第8号の3、これで大幅に変わったわけですが、これでいわゆる抑制すべきものがかなり変わってきてまして、人口を増やさないということは、そうすると現在のように住宅はどんどん建ててもいいということと考えるとよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今、市街化調整区域を、建ててもいいのかということでございますが、先ほども申しましたように市街化調整区域には建築物の建築等を制限し、人口の増加を抑制するものでございます。しかしながら、生活環境等のいろいろ利便性等も踏まえまして、今回、8号の3、地域の者に物品等、いろいろ物に対しては生活環境のためのものということで少しは緩和されたということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 質問に答えていただきたいんですけども、要するに、それはどうでもいいんですけども、個人住宅がどんどん建つと、それも多分、恐らく私の近くでは100%住宅地になると思うが、そういう個人住宅が住宅地として調整区域に建っていくが、それでもいいかという質問でございます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 個人住宅等いろいろ建っていくが、それでもいいかとの御質問でございますが、先ほども申したように基本的には人口の増加を抑制するという基本がありますので、それに対して34条の8の3によりまして開発はできるわけでございますが、そのあたりについて法改正があったということで、それに従っていかざるを得ないかなというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 一応、ただいまの返答で調整区域といえども調整はしません、抑制はしませんと、私は認識をいたしました。

では、次の質問に移ります。次に、用途地域の件なんですけれども、用途地域で、先ほど申しました第34条8号の3によりまして、防府市におきましては調整区域に建てられる建物は住宅だけになっております。共同住宅は建てられません。これはどういう趣旨なのか。それからもう一つは、共同住宅、この用途地域というのは国が定めるものが用途地域です。先ほどの部長の返答ですと、状況を見ながら用途地域は検討すると言っておりますが、建築基準法を県と相談して変えるわけにはいきません。ですから現在の用途地域に組み込まざるを得ないわけなんですけれども、このような地域や住宅地域だけの地域を何の用途地域とされる予定なのか、それをちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 用途の中で、共同住宅の件でございますけれども、共同住宅につきましては市街化の調整区域での建物ができないということとなっております。

それと、用途地域の用途について先ほど申しましたのが、いろいろ市街化調整区域を今から市街化区域の中に入れていく中で、いろいろな地域の条件が出てくると思います。それに対して住宅地域とすべきか準工業地域とすべきか、準工業地域は住宅についてはありませんが、そういう第1種にするのか第2種にするのか、そのあたりについて地域の特性で決めていかなければならないという内容で先ほどの答弁をさせていただきました。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 地方の事情によって建築基準法の用途地域を変えるわけにはいきませんということを言っているわけです。再検討をよろしくお願いします。

それからもう一つ、排水計画の件なんですけれども、開発許可によりますと大規模開発、例えば1ヘクタール以上の開発の排水計画によりますと、これは調整池を設けなさいというふうになっています。1ヘクタール以上の排水については調整池を設けなさいというふうになっています。調整池から下流から海に至るまでの河川改修が開発後における超過確率30分の1、30年に一度の大洪水、これに耐えうるだけの排水路をつくって、それまでは調整池で1ヘクタール以上の開発については排水計画をなさないとありますけれども、この辺のことは既に私の近くの新田地域ではどうなっているか、事情を申し上げますと、全部で20ヘクタールのうち約70%は既に開発が済んでいます。ですから、20ヘクタールの70%、14ヘクタールはもう開発は終わっているわけです。にもかかわらず調整



池をつくったことを見たこともない。水路を改修したのも見たこともない。そういうものに対して1ヘクタール以下の開発を何回もかければあっという間に10ヘクタール、20ヘクタールになりますけれども、その辺の排水計画、どういうふうを考えておられますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 排水計画の件でございますけれども、市街化区域内につきましては、下水道事業認可区域については雨水計画を立てております。調整区域につきましては、前提的な排水計画は作成しておりません。先ほど言われました新田の地域の調整池等についてでございますけれども、開発で1ヘクタール以上になった場合の浸水への対策につきましては、宅地造成等の開発が先ほどのように進みまして状況が大幅に変化して、浸水被害等の弊害が生じた場合には、随時実態をよく調査して排水計画を立てて雨水排水路の改修整備などの対応を考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） きちんと質問に答えてください。1ヘクタール以上の開発についてはこれだけのことをしなさいと書いてあるものに対してどう答えるんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 1ヘクタール以上になった場合につきましては、開発許可基準、これがありますので、それによりまして地域の水利権者等いろいろ同意を得ながら進めてくるわけです。先ほど言われました少しずつ開発、通称ミニ開発といいますが、そのあたりが増えてきたときに排水計画がどうかということにつきましては、先ほどの市街化調整区域には計画を持っておりませんので、現状を把握しながら雨水計画を立てていかないと、当初から全体計画を立てておりますと宅地開発、現状の変更等がありましたら雨水流出ケース等変わってきますので、そのあたりの修正が必要になってくるということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 問題点を全く認識していないというふうに思います。それはなぜかという、20ヘクタールのものが全部舗装されるんですよ。それで何かというと、旧来の町が浸水してしまうんですよ。今まで田んぼだったんで保水能力が十分あったにもかかわらず、開発によって保水能力がなくなって、それで従来町が浸水すると、そういう状況を見て調整池なり排水計画をしなさいと言っているわけですよ。そういうことも全くわからないで、そんないいかげんな返答をしないでください。よろしく御検討のほどお願いいたします。

それと、都市計画税のことですけれども、今後の計画でちょっと気になるんですけれども、自由ヶ丘あるいは旧来の三田尻地区、これは市街地になっておりますけれども、これにこの都市計画税を投下した例があるかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 自由ヶ丘地区と三田尻地区に都市計画税を投下したことがあるかという御質問でございますが、自由ヶ丘地区につきましては公共下水道を自由ヶ丘地区へ接続するために右田中継ポンプ場の建設、それと下水道本管の敷設工事を行っております、これらの市債の償還へ都市計画税を充てております。

それと三田尻地区につきましては、公共下水道の整備は既に済んでおりますけれども、過去、下水道整備いたしましたときに借り入れております市債の償還へ都市計画税を充てております。そして、ここ最近では国分寺鐘紡線の街路事業でございますが、平成17年度まで行っておりますけれども、これに都市計画税を充てております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 実は今、先ほどから申し上げましたように、調整区域には用途地域に指定もないようなすばらしいまちをつくっております。それに引きかえ、三田尻地区あるいは八王子地区といった古いまち筋はそのままの状態であります。それを人が住めるような、若者たちが住む、今人口は全く増えていないんですよ、増えていないにもかかわらず調整区域に建てられた住宅地にどんどん若者が行っておりますよ。どういことですか。人口が増えていない。それはなぜかという、古い町筋にいた人たちが全部外へ向けて出ているわけです。そのように古い町はどんどん寂れていく状態にあります。これを助けるのは土地区画整理事業という事業でございます。

ところが、先日来、土地開発事業は極めて長時間を要し、多額になるというふうなことで、どんどんつぶされていっておりますけれども、そうではなくて、土地区画整理事業こそこの防府のまちを再生するに最も適した事業ではないかと思われましてけれども、こうしたアンバランスな、農地をどんどんつぶしていった新しいまちをつくる割に、中心街のまちはどんどん人間が離れて行ってしまう、そんなまちづくりは今からも続けていけるかどうか、市長さんの御見解をよろしく願います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員御指摘の方法も確かに一つ、一理あるとは思いますが。ただし、現在、防府市で進めております土地区画整理事業を見ても、現実にあれだけの巨額の投資を1地域に重点的に配分、配置して大変な年月と労力を費やして、市民のと

うとい税金を投入してやったわけですが、しかしそこには駐車場の空き地がたくさんできている。この現実を見たときに、果たして議員が御指摘のような区画整理事業を街なかに導入していくことが公平性において間違いのない手法なのかどうなのかということは十分検証することが私は必要ではないかと、こんなふうに思っておりますし、そうすることが12万市民に対しての公平な市政の運営ではなかろうかと私は感じております。

一方の議員のお考えもお考えとして理解できないところではないわけでありまして、両面をよく考えながら施策を断行してまいらねばならないのではないかと、このように私は感じております。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今後とも検証していかれるということなので、期待しておりますが、一つだけ申し添えておきますけれども、駅前周辺の土地区画整理事業と周辺に携わる古いまち筋の土地区画整理事業とは根本的に違うということは認識をしていただきたいというふうに思います。その上で検証いただきたい。御期待しております。

これで質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、19番、安藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、10番、伊藤議員。

〔10番 伊藤 央君 登壇〕

10番（伊藤 央君） 会派息吹、伊藤央でございます。通告に従い、質問を行います。

昨年、防府市では市民参画懇話会が設置され、これまでに9回の会議を重ねられ、市民参画と協働を推進するための仕組みづくりについて考えておられておるところであります。私も、会議録等を楽しみに拝見させていただいておりますが、ただ私の印象としては協働よりも市民参画というものの方に重点が置かれているようで、向かっていく方向としては自治基本条例の制定なのかなと感じておるところであります。

この会議の中で配付された資料の中に、防府市における市民参画、協働にかかわる現行制度（法以外のもの）というものがありますが、これを見ても、情報公開や市民参画と呼ぶべきものはあるのですが、市民との協働というものにすっぱり当てはまるというものを見つけることができません。

近年、ボランティア熱が高まる中、行政としてもこれらがより活発に行われるサポートをなくてはなりません。これまで本市で取り組まれた市民との協働と言える施策にはどのようなものがあるのか状況をお教えください。もし市民との協働についての取り組みと

いうものがなされているのであれば、これまでにどのような効果が得られてきているのか、これについてもお答えをお願いいたします。

ただいま申し上げましたように、本市では市民との協働を推進していくための施策が非常に乏しいというふうに私は感じております。しかし、後期基本計画の中でも第三次防府市総合計画の目標達成に向けた推進の方策として市民参画の推進が挙げられており、その中でも市民の参画と協働による市政の推進という言葉があります。市長もこれまで市民との協働によるパートナーシップという言葉をよく使ってこられました。本市では協働を重要なキーワードとして対応しているにもかかわらず、その具体的な施策が乏しいとなると、もしかすると私が考えている市民との協働と市の考えておる市民との協働というものに乖離があるのではないかと考えるようになりました。

そこで、お尋ねをいたしますが、防府市の考える市民との協働とは何なのか、執行部の御見解をお聞かせください。

次に、環境行政について質問をいたします。

昨日の新聞では、一面でA P E Cの首脳会議が地球温暖化に関するシドニー宣言を採択したということをお伝えしておりました。宣言文では、域内の国や地域が協力して取り組み、2030年までに域内のエネルギー効率を2005年比で25%改善することや二酸化炭素を吸収する森林を2020年までに域内で2,000万ヘクタール以上増やすことなどの数値目標、期限目標が掲げられました。

これはあくまでも努力目標であり、実効性についての懸念、また中国や発展途上国の努力に疑問は残るわけではありますが、我が国としてはあらゆる努力を惜しまず、エネルギー効率や森林面積だけでなく温室効果ガスの排出削減の成果を示し、世界をリードしていく必要がございます。

第3次防府市総合計画の中で、本市の目指すべき都市の姿として定めた「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府～21世紀にはばたく美しい中核都市を目指して～」を環境面から実現するものとして、環境基本計画がございます。本年6月にはこの概要版も配布されておりますが、この中には、地域の環境にやさしいまちの実現、循環を基調とする環境に配慮したまちの実現、自然と人が共生する豊かで潤いのあるまちの実現、防府のたたくまいが感じられるまちの実現、地球環境にやさしいまちの実現の5つを長期的目標として掲げ、各種施策を展開することが示されております。

先月初め、我が家のポストに環境家計簿が届いておりました。月ごとにテーマが決められ、行動目標が示されており、家庭生活における二酸化炭素排出量が計算され、家計を節約しながらも地球環境に与える負荷を軽減するという仕組みになっており、なかなかすば

らしいできのものと感じました。これらの取り組みの効果があらわれてくるというのは1年後、もしくはそれ以上ということになるんでしょうが、配布して後は結果を待つというだけじゃなく、より効果の出る工夫を行政としても考え、取り組んでいただきたいと願います。

さて、3月議会でも私は市の環境行政についての質問を行い、行政がまず隗より始めよ、本市の温室効果ガス排出削減を含む環境保全に関して数値目標、期限目標を盛り込み、率先して地球温暖化防止に取り組んでいくことの必要性を訴えさせていただきました。本市では体育館や焼却施設の更新など大型の公共施設の建設を控えておりますが、それらの建築物が環境に与える負荷というものについてどの程度把握されておられるのでしょうか。

近年、公共の建築物に限らず民間の建築物においても工事の過程や材料、そして使用を開始してからのことも含め、環境への配慮というものが欠かせないものとなっております。本市でも、今後、公共施設の建設に当たって率先して環境への配慮を示していく責務があることは言うまでもございません。

ただ、先ほど申しましたように、環境への配慮の仕方には工事過程、材料、省エネ等さまざまなアプローチがあり、また配慮の程度というものもわかりづらいという面もございます。しっかりと本市が地球温暖化をはじめとする環境問題に取り組んでいるという姿勢を内外に示すためにも、C A S B E Eという制度を導入してはいかがでしょうか。

C A S B E Eとは、コンプリヘンシブ・アセスメント・システム・フォー・ビルディング・エンバイロメンタル・エフィシェンシーの頭文字をとったもので、建築物総合環境性能評価システムの通称であります。省エネや省資源、リサイクル性能といった環境負荷軽減の側面はもとより、室内での快適性や景観への配慮など、環境品質、性能の向上を含めた建築物の環境性能を総合的に評価し、格付をする手法であります。

このC A S B E Eは、国土交通省の主導のもと、産・学・官の連携により開発され、建築物のライフサイクルを通じた評価、建築物の環境品質、性能と環境負荷の2つの視点、環境効率 B E Eと書きます の概念に基づく指標、このB E Eとは建築物の環境性能効率であります。この3つがC A S B E E開発の大きな理念となっております。C A S B E Eの評価ツールには建築系、住宅系、まちづくり系の大きく3つに体系され、またその中で細かく分かれ、評価対象とするさまざまな建物の用途に対応できるようになっております。既に民間では自社の建築物の設計時、また販売促進のツールとしてもこれが活用されております。

また、行政としての利用法としては、今のところ建築許可の際の判断ツールとして用いられることが多く、大阪府、兵庫県、京都府、静岡県、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸

市、大阪市、京都市といった10の地方自治体で、建築許可の際、CASBEEによる環境性能評価を義務化しております。

また、優遇措置の獲得にも活用されており、大阪市、横浜市、名古屋市では容積率割り増しの適用要件として、大阪市、名古屋市では住宅建設の補助金の適用要件として、川崎市では民間金融機関による住宅ローンの優遇金利の適用要件として評価結果が利用されております。

本市としても今後、公共施設の設計等においてこのCASBEEを活用し、環境負荷の軽減に努めてはいかがでしょうか。環境への取り組みは市民そして企業との協働が欠かせないものであります。前述の防府市環境基本計画の概要版の中にも、市民、事業者、行政の役割として、その連携と協働の重要性について示されておるところであります。

そこで、民間の新築の建築物においてもこのCASBEEを活用した助成制度を導入してはいかがでしょうか。現在、個人住宅においても暫定版ではありますが、CASBEEすまいというものが開発されております。新築しようとする住宅に対し、CASBEEによる評価で一定の格付をし、高評価が得られたものについて助成金を支給するなどし、民間においても環境に配慮した建築を推進してはいかがでしょうか。CASBEEでは景観への配慮もその評価基準の一つになりますので、うまく活用すればまち並みの形成という面においても効果は期待できるのではないのでしょうか。

以上、市民との協働についてと環境行政について大きく2点ほどお尋ねをいたします。執行部におかれましては誠意ある、また明快な御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市民との協働についての御質問にお答えいたします。

市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進める上では、市民の声を市政に反映することはもちろんのこと、市民の皆様と行政とがそれぞれに果たす役割と責任を分担し、協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えておりまして、私は市長に就任して以来、一貫して市民が主役を念頭に市政を運営してまいりました。

平成17年度に策定しました第三次防府市総合計画後期基本計画において、その推進方策として市民参画の推進を掲げ、その施策の展開方向を市民の参画と協働による市政の推進と自主的・主体的な市民活動の推進としております。また、これを実現するための必要な仕組みづくりについて御協議いただくため、昨年10月には公募委員10名、市議会議員2名を含む20名の委員により防府市市民参画懇話会を設置したところでございます。

さて、御質問の市民との協働について現在の取り組みの状況とその効果についてでございますが、まず、主体的な市民活動を行うための活動拠点として、平成15年8月、天神ピアに市民活動支援センターを設置し、さらに昨年、ルルサス防府の完成に伴い、その2階に地域協働支援センターを設置し、機能強化を図るとともに、その中核機能として市民活動支援センターを移設するなど、市民活動団体の支援やその活動の活性化に努めております。

現在実施している協働事業といたしましては、山口大学エクステンションセンターとの連携協働事業や市民活動支援センターの管理・運営、図書館窓口補助業務などを「NPO法人 市民活動さぼーとねっと」に委託しております。

そのほか、従来より行っております一斉清掃や瓦れきの自主搬入をはじめとして、地域の環境美化を地元の自治会にお願いするなど、多くの分野で市民の御協力を得て事業を実施していますが、これらも協働の一つと私は考えております。

これらの協働による事業効果についてのお尋ねでございますが、徐々にではありますが、市民の市政への参画意識や市民活動に関する意識の向上が着実に図られていると思っておりますし、市民をはじめ市民活動団体やNPO法人の活動が活発になってきていると私は考えております。

次に、市の考える市民との協働とは何かということにつきましてお答えをいたします。

地方分権の進展に伴い、地方自治体はこれまで以上にみずからの責任において地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが求められております。また、地方を取り巻く財政状況は三位一体改革などにより年々厳しくなっておりまして、限られた財源の中で多様な市民ニーズに対応することが求められており、このような状況の中では市民、議会、行政の三者が協力してまちづくりを進めていくことが必要とされてきております。市民との協働とは、市民と行政がそれぞれの特性を理解し、役割を認識した上で共通の目的を達成するため、お互いに対等なパートナーとして尊重しながら、足りないところを補いながら協力することと考えております。

また、先ほどの市民参画懇話会では、協議の途中でございますが、協働の定義をおおむね「市民、市議会及び行政が共通の目的を実現するために、自主性を尊重しながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協力して取り組むことをいう」とされております。市民と行政の協働を推進することにより市民にとって行政がより身近に感じられ、市民一人ひとりがまちづくりに積極的に参画し、得意な知識や技術などを活かして活躍することができま

す。

また、従来からのコミュニティ活動とさまざまな市民活動が有機的に連携することで新

たな取り組みが生まれ、市民同士の連帯感が深まることにより地域社会の活性化につながっていくものと考えております。

こうした効果を積み重ねることによって市民がまちづくりの主役となり、より元気な防府市の実現につながっていくものと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため1時まで休憩といたします。暫時休憩します。

午前 11時 54分 休憩

午後 1時 開議

副議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、10番、伊藤議員の一般質問を続行いたします。10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） それでは、引き続き行いたいと思います。

御回答ありがとうございました。回答を聞かせていただいたところ、私の考える市民の協働とそれほど乖離があるわけではないのかなというふうに感じさせていただきましたが、途中休憩を挟んだということで、傍聴に来られた方にお聞きしたら、ちょっとやはりわかりづらいという意見が一般市民の意見なのかなという気もいたしておるところであります。

先日、会派で相模原市の取り組みについて視察に行かせていただきました。相模原市では街美化アダプト制度というものを導入されておられまして、公園、緑地、道路、河川敷、ポイ捨て禁止重点地区などの公共施設の美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する、市民と市とのパートナーシップによるまちづくりというものを実施されておられます。街美化アダプト活動に参加しておられる団体は自治会や老人会、子ども会、商店会、ゲートボール団体など414団体に上るそうです。

我々も実際、相模原駅におり立った際に、すぐに駅周辺のごみの少なさというものに気づきました。やっぱり担当の方々に尋ねてみますと、ポイ捨て禁止重点地区になっているんだということで、市民の方の活動の成果、いつもきれいに保っているということ、そしてそれぞれ市民一人ひとりが駅前をきれいに使っていこうという成果というものを実感した次第であります。

このアダプト制度、アダプトプログラムは県内でも導入されているところもありますけれども、平成16年に先輩議員も一般質問において導入について提案をされておられます。その後、調査・研究また検討というものはなされたのか、また導入の可能性というものは



いかがなものかお聞きしたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） はい。じゃ、私の方からお答えを申し上げます。

アダプトプログラムという言葉の説明がございませんでしたから、ざっとちょっと流す程度で。アダプトプログラムとは、地方自治体が管理する道路や公園など公共施設を養子に見立てて、市にボランティアとして登録をした市民や団体を里親として定期的な清掃や草刈りなど環境美化のサポーターとして活動していただき、その活動に対しまして行政が支援を行う制度というふうに私どもは理解をいたしております。この制度は市民との協働を進める上ではすぐれた制度であるというふうには思っております。特に、今おっしゃいました環境美化といいますか、清掃に関しましては、市民ボランティアが比較的参加しやすい分野というふうに認識をいたしております。

当防府市では、公園や河川の維持管理の一部につきまして地元の公園愛護会や自治会などをお願いをいたしているところがございます。市内の美化や清掃につきましては数多くのボランティアの方々が自主的に取り組んでいただいているのも現状でございます。常日ごろから大変感謝いたしているところでございます。

今後は制度化したか、あるいはどうかということでございますが、冒頭市長が申しあげましたように、市民と行政の協働の仕組みについて市民参画懇話会において御協議をいただいております。また、これまでの地域活動とも密接に関連をいたしますので、市民との協働のあり方の中で、今後さらに実現に向けて研究をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） その懇話会を先ほどは壇上でも申したんですが、会議録等、また配付された資料等も拝見いたしますと、このアダプトプログラムにつながっていくのかどうか、どうも微妙なというか、どちらかといえば自治基本条例の方に重きを置かれているのではないかなという、そういう流れを感じるわけでありませけれども。

先日、私の住んでいる小野地区でも移動市長室が開催されました。私も参加させていただきましたけれども、その中で地域の方から旧小野小学校の跡地についての要望というものがありました。ここは現在地域で使用等は管理をして、また美化に関しても地域で取り組んでいるという状況で、地域の催し等にも利用させていただいているところでありますけれども、この旧小学校跡地の草刈りを有志、ボランティアで7月に行いまして、その際刈った草を市に引き取ってほしいとお願いしたところ、それはできないという回答があっ

たそうです。

その会の中で、これをどうにかできないかという声があったんですが、市長がそれはすぐどうにかしないとイケんということで、その場で職員の方に指示されて、会が終わるまでには草をすぐ引き取りますという御回答をいただきまして、大変地域としては一安心をしたわけでありますが、ちょっと待てよと。例えば市ができないと言っていたことが、その市長の一言でその場でできるようになったわけであるので、これは地域の公共スペースを地域で管理し、また美化しという活動ですから、アダプトプログラムに通じるわけでありますけれども、あってしかるべき行政のサポートがお願いしてもすぐにはできなくて、市長をお願いしないとこれが実現しないと。これはやっぱりおかしい。何でこういう問題が起こるかというところ、ここはやっぱり契約というものがないというところにその問題があるんじゃないかと私は感じたわけです。

こういった公共スペースについて美化作業は住民が自主的にやりますよと、使用についても我々が管理して上手に探してやっていきますよと。そのかわり市は美化作業で出たごみを回収してください。例えば美化作業に必要な道具、こういったものを提供してください、こういった条件を契約としてしっかり決めておかないということがやはり問題なのではないかというふうに考えたわけです。

アダプトプログラムの特徴としては、行政と住民が、先ほど市長が壇上でもお答えになった中にあった、お互いの役割についてしっかり協議して合意を交わすということ、これが重要な部分であって、まさにこれが市民との協働という部分の具体例でもあると私は考えております。

ぜひ、導入に向けて具体的に、前向きに検討いただきたいのですが、こういった合意の形成、契約、また合意文書の作成ということは、その市民との協働の中において、今後つくっていくというお気持ちはおありでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 大変結構な提案でございまして、私どもも先ほど申し上げましたように、この制度は今現状の中で考えましたら、やっぱりそういった明確な責任区分とございますか、それはやっぱりしておくべきだろうというふうに思います。

したがって、先ほどの、ちょっと例がありましたけれども、小野小跡地の利用につきましては、当初の利用のお約束の、その辺の詳しいことはわかりませんが、ただ、出たごみにつきましては、今までは確かに地元で処理してくださいよということをお願いしてきた経緯もございまして、これも1つは私どもが今取り組んでおります行政の経営品質の中で、じゃあ行政として発想を変えて、今まではできなかったけれどもできる方法はな

いかということを探索する中で、じゃ、職員を何とか割り振って、それは取りに行きましょう、あるいは今後もそうさせていただきましょうということで、一つ、私どもが考える中では職員の意識も変わってきたのかなということも感じております。

したがって、今後その制度化につきましては、先ほど言いましたように市民参画懇話会の中で、今後こういった形で、最後、結ばれるのかわかりませんが、例えばその自治基本条例にしてもまちづくり条例にしても、行政、議会、市民のそれぞれの責務が当然その中でうたわれてくるというふうにも思っておりますので、そういった中での責任の区分をちゃんと明確にして、それを形の上で、今度はおっしゃるように契約書の中でちゃんとうたって、それぞれお願いをするということも、やっぱり将来においては必要ということを感じておりますから、それは先ほど申し上げましたように前向きに考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。1つ、私が今回この市民との協働、この質問で取り上げたいと思ったきっかけに、とあるボランティア団体とか市民活動をされている団体の方から、いろいろと市にお願いしてもうまくいかないことがある、例えば施設の使用料の減免とか、サポートを求めてもなかなかいい返事がもらえないんだというようなことを二、三の団体から実はお聞きをいたしました。その中で市の考える協働とは何なのかという質問をさせていただいたわけですが、例えば美化作業等を委託していく、そういったことで財政面の効果、三位一体改革等で厳しいというお言葉もありましたけれども、その中で財政面の運営で考えただけの市民との協働であれば、これはちょっと向かう方向がおかしいのではないかと。

私は、市民との協働とは財政的な効果というのを目的にするものではなく、自分たちのまちは自分たちが守る、自分たちが住む地域は自分たちが美しく保つといった活動から、地域を愛する心とかふるさとを愛する心というものの醸成を図ることが大事なことで、それが市の活性化にもつながるでしょうし、結果的に財政面に好影響があらわれればそれは望ましい形であると、理想的であるというふうに考えております。市民との協働というものを考え方もしっかり、先ほどの市長の答弁をそのまま施策にあらわしていただきたいということを要望しまして、この項を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 続きまして、環境行政について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 環境行政についてお答えいたします。

まず、市の建築物に対してCASBEEを導入してはどうかとの御質問でございますが、

議員御案内のとおり、建築物は設計から廃棄に至るまでそのライフサイクルを通してエネルギーの消費、廃棄物の発生などが環境に大きな影響を与えており、そのエネルギー消費量の削減は地球温暖化防止対策の大きな課題となっております。

さらに、建築物は一度建設されると長期間にわたり使用されることから、新築や増改築の機会をとらえて省エネルギー性能を高めることが重要となります。

そのための環境性能評価システムとして、C A S B E E は平成 1 5 年 7 月に政府支援のもと、産・学・官共同プロジェクトによって開発されたもので、建築物の環境品質、性能と環境負荷について環境性能効率などを用いて建築物の環境問題を総合的に評価し、環境負荷の低減を図ることを目的としたものと認識しております。

現在、京都府、大阪府、兵庫県、静岡県の 4 府県や 6 政令市などの地方公共団体が各地域の特性や関連する諸制度を踏まえ、独自の評価システムを作成していると聞いております。本市といたしましても、地球温暖化、その他の環境への負荷の低減を図ることの重要性は十分認識しており、防府市環境保全条例を制定し、地域の特性を生かしながらさまざまな取り組みを実施しているところであり、今後研究してまいりたいと存じます。

次に、民間建築物に対して C A S B E E による評価に応じた助成制度を導入してはどうかとの御質問でございますが、C A S B E E は建築物のライフサイクルに対応して、C A S B E E - 企画、C A S B E E - 新築、C A S B E E - 既存、C A S B E E - 改修の 4 つの基本ツールがあり、C A S B E E - 企画を除く 3 つの基本ツールは実際の建築物の評価に利用されているところでございます。

現在、地方公共団体の建築行政において、例えば 5 , 0 0 0 平米あるいは 2 , 0 0 0 平米以上といった一定規模以上の建築物について、C A S B E E を活用した環境計画書の届出制度が導入され、大阪市、名古屋市では補助金の適用要件としてこの評価システムが使われていると聞いております。また、良好な生活環境が確保された持続可能な都市の実現のため、環境に配慮した建築物の普及促進に努めることは市の責務と考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本制度の導入に当たりましては、国・県と協働しながら民間建築物の評価や周辺街区の一体評価、またどのような形で環境負荷軽減の指導を行えばよいかなど、その手法について調査し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 1 0 番、伊藤議員。

1 0 番（伊藤 央君） 最初、この質問を出したときに、いろいろ経費面で I S O のような莫大な経費がかかってしまうのではないかというような懸念などもいただいたんで

すけれども、いろいろ私も調べてみましたらそれほど経費的にも大したものではないですし、一定の講習を受けて、職員の方が勉強して仕組みをつくれれば、これは決して政令市のような大きな市でなくても、防府市規模の市であってもこれは導入が不可能ではないというか、それほど難しいものではないというふうに私は考えております。

ここ数年、本市の中心部では大変マンションがたくさん建っております。先日、公有地の売却について落札結果の発表がありましたけれども、やはり落札された企業の名前を見るとマンションのようなものができるのかなというふうに想像していますけれども、また中心部より少し離れたところでも、単身者向けのアパートというかマンションというか、集合住宅のようなものもたくさんここ数年の間に建っておりますし、先ほど安藤議員の質問の中でも新築の家というものがどんどん今郊外に建ち始めているということで、そういった大型のマンション、中型というか小規模の集合住宅にかかわらず、個人個人の個人住宅においても今壇上で申しましたようにC A S B E Eすまいということで、C A S B E Eはことし中には多分でき上がると思います。そういったものを、市民一人ひとりが、助成制度があるとなると、それに関心を向けることにもなります。結果的にそれが環境に対する負荷を軽減するということにもつながると思いますので、ぜひ助成制度というのは取り入れていただきたいなと思っております。

それから、市としてやはりこれはみずからを厳しく縛るというルールづくりというか、そういったものを私はつくっていかねばいけないと思っております……。その前に、C A S B E Eまではいかなくても、C A S B E Eに近い取り組みというか、建築許可等の際に環境に配慮するというような指導というか、取り組みというものが今現状であるのかどうかをお聞かせください。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） C A S B E Eまでいかなくて、今、市の方での取り組みがあるのかという御質問でございますが、住宅、今現在、西田中団地、新体育館等いろいろ建築してきますが、その中で、設計住宅性能評価書というものを出していかねばならないというものがあります。この評価方法の基準につきましては、平成13年8月14日国土交通省告示1347号という形で評価を行っております。この評価の機関でございますが、登録住宅性能評価機関名として財団法人の山口県建築住宅センターで行っております。

重立った内容を少し触れさせていただきますと、1番として構造の安定に関する事、これは耐震関係でございます。それと2番目として火災時の安全に関する事ということで耐火等級等についてでございます。それと、よいよの重立った先ほどのC A S B E E 関

係でございますが、温熱環境に関することということで、省エネルギー対策の等級ということでも挙げられております。それから、空気環境に関することということでホルムアルデヒド等の発散等級ということと、光・視環境に関することという形で開口部の面積の床面積に対する割合とか、そういう審査をするものでございます。

それと、先ほど、助成制度まではいかないんですが、山口県の方で今出されております地球にやさしい環境づくり融資制度というのがあります。これにつきましては、一般住宅では、ちょっと先ほどの質問とは外れるかもしれませんが、低公害車とか太陽光発電システムにつきましては500万円までの融資制度、利率2.1%でございます。それと、中小企業向けとしましては、項目が公害防止施設、それと産業廃棄物処理施設、地球温暖化対策施設ということで、いろいろ環境に配慮した中での融資が3,000万円までという制度もありますので、そのあたりをちょっと御報告して回答とさせていただきます。

副議長（河杉 憲二君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） ありがとうございます。やはり、先ほどの市の性能評価にしても、県の地球にやさしい環境づくり制度ですか、にしても、一体的な評価になっていないなということが感想であります。屋根にソーラーパネルを乗っけたところで、ほかの材料が大変環境に負荷を与えた材料で、遠くでつくって遠くから運んできたりということがあったのでは、やはり結局は行ってこいどころか、もしかしたら環境にかかる負荷の方が大きくなるということもありますんで、これは必ず一体評価というのが効果を出すためには必要だと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

環境行政ということでちょっとお聞きしたいんですけども、この前調べておりましたら、防府市はチームマイナス6%に加盟したように、ホームページ上にチームマイナス6%と出ておりましたが、これはいつですか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しわけございません。ちょっと今手元に資料がないもので。

副議長（河杉 憲二君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 結構前ですか、最近……。結構です、はい。加盟しておるといことで、これはこれでいいんですけども、チームマイナス6%というのは、これはやっぱりみずからを厳しく縛って、どの程度取り組んだか検証を行うという性質のものではないわけですね。これ、CASBEE導入に限らず、そういったやっぱりみずからを厳しく縛って、しっかり検証を行って、どのくらいの効果が出たのかということを行う必要が行政としては私はあると思っております。

最近、エコアクション21というものに登録認証される自治体、これは庁舎単位などで登録認証を行うというところもありますし、自治体イニシアチブプログラムということに参加している自治体が、私が調べたところでは18年度参加が34自治体、事業者総数ということになると700弱ということを書いてありましたけれども、これに関してエコアクション取得またはイニシアチブプログラムの参加ということは検討をされたことはありますでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 大変不勉強で申しわけございませんが、私はC A S B E Eそのものの、先ほど言葉を聞いたのも初めてでございます、大変失礼な話ですが、今の件につきましてちょっと研究をしてみたいということだけお答えをさせていただきます。すみません。

副議長（河杉 憲二君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） エコアクション21で、一時はやったISOほど費用もかからないということで、今、結構多くの自治体に取り組んでいる、登録認証を例えば庁舎で行うというところもありますし、市内の事業者と進めるということで、イニシアチブプログラムというものに参加されるということも、今、増えておる制度であります。ぜひこちらについてもISOほど大変ではないので、参加もしくは登録認証というものを検討していただければと思います。

環境基本計画を推進する中で、少なからず、先ほど土木都市建設部長の答弁にもありましたけれども、努力を行っていらっしゃると、環境家計簿ということもやられているということは私も存じておりますけれども、壇上で触れたA P E Cで採択した宣言文のように実効性が疑われるというようなものであっては、これは市民を引っ張っていくことはできないと思うので、行政がしっかり自分を縛るというルールをつくっていかなければ市民とか企業を先導していくことはできないと考えます。この縛るルールをほかの自治体や企業なんかを導入しているということは、もちろんP R的な意味合いというものもあると思いますので、今環境にしっかり配慮していくというのは企業にしても自治体にしてもしっかりとしたP Rになる部分があると思います。

この規模の自治体としてもC A S B E E、この規模の自治体でもし導入を行えば初めてになるかと思しますので、これはP R効果も得られるはずですので、ぜひ前向きに検討していただきたいということと、地球温暖化防止において、リーダーとして各国に働きかけ、またみずからも行動して、さらなる努力を行って結果を示そうと我が国日本は今している中で、我々は自分たちができる範囲で具体的な目標を示して、数値目標、期限目標を

しっかり示して結果を出していくという必要があると思います。あいまいな目標とか努力すること自体を目標にするのではなくて、しっかりと数値目標、期限目標を掲げて成果を検証できるという仕組み、またルールというものを導入して、市民に恥ずかしくない環境への取り組みをしていただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 以上で、10番、伊藤議員の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は、2番、藤本議員。

〔2番 藤本 和久君 登壇〕

2番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。本日9月10日は私の記憶が正しければ松浦市長の誕生日です。高い所ではございますが、65歳の誕生日おめでとうございませう。衷心よりお祝い申し上げます。今後ともますます御健勝で、地球温暖化問題にも積極的に取り組む市政運営をされんことを願っております。

では、通告に従いまして、大きく2件質問をします。

最初に、新体育館について質問をします。

現在、新体育館について、教育民生委員会の所管事務調査で審議をしております。私はそのメンバーの一人なので、その場で質問をすればいいのですが、質問が教育委員会だけにとどまりませんので、あえて一般質問をさせていただきます。

御承知のように京都議定書が発効し、日本は地球と重い約束をしました。もちろん防府市も約束をしました。防府市教育委員会は平成23年に開催予定の山口国体に間に合わすべく新体育館の建設準備を進めていますが、地球温暖化問題に対する認識が著しく低いと感じています。

その一つの例が太陽光発電設備の導入です。投資に対する効果が低いので当初からの設置はしないとの結論を出そうとしています。太陽光、風力等の自然エネルギーを利用した発電設備は、官・民を問わず世界各地で導入されています。その根拠は費用対効果ではなく、かけがえのない地球を守ろうとの崇高な思いにほかなりません。地球温暖化対策のイニシアチブをとるべき行政が費用対効果が低いので太陽光発電設備を導入しないでは市民や企業等に対し示しが見つからないと思います。太陽光発電設備を導入すれば建設費が高くなるのは素人の私でもわかります。ならば、建設費を下げる努力をしているのでしょうか。私には努力しているように見えません。高価で維持管理費の高いアルミカーテンウォールの採用に見られるように、不必要な部分に対する投資が大きいと思います。外観にこだわらず、内部のみ充実したものにすればコストダウンは可能だと思います。地球温暖化問題の観点から太陽光発電設備の導入は必要だと思いますが、当局の御見解を聞かせてくださ



い。

大きな自然災害が発生した場合、緊急避難場所が必要になります。現在、学校の屋内運動場、各地区の公民館等71カ所が緊急避難場所に指定されていますが、その収容能力や機能は十分とは言えません。今後、現有施設の収容能力向上や機能強化を要望するつもりはありませんが、今後、新築する、または建てかえる公共施設は防府市の防災のあるべき姿の中で考えなければなりません。当局は新体育館を緊急避難場所として指定するかどうかは決定していないようですが、収容能力を向上させるためにも緊急避難場所として指定すべきだと思います。当局の御見解を聞かせてください。

最後に、青少年の健全育成について質問をします。

去る6月26日、仙台市のマンションでガス爆発事故が起きました。原因は中学生6人がスプレー缶のガスを袋にためて吸い込むガスパン遊びと称する遊びの最中に燃えたガスに引火したものと推定されています。この6人の中学生は4日前、同じ遊びで宮城県警に補導されていたそうです。シンナーをはじめとする毒劇物の吸引は心身をむしばむ危険な遊びで、さらに覚せい剤、大麻等の薬物に手を染める危険性は非常に高いもので、絶対にしてはなりません。

平成18年度に少年が劇毒物で検挙や補導された件数は全国で854件、山口県で14件です。一見少ないように感じますが、少年が劇毒物を吸引している実態はもっと多いと思います。検挙や補導件数は関係者の努力で年々減少傾向にはありますが、あくまでもゼロにしなければ母集団はゼロにはなりません。

2005年10月、防府市公会堂で、そしてことし2月に山口県セミナーパークで、夜回り先生こと水谷修先生の講演会がありました。私は両方聞きに行きました。特に、最初に聞いた防府市公会堂での講演会は、劇毒物や薬物に対する憎悪感を強烈に抱くに十分な講演でした。私の隣にいた青年はとても講演会を聞く態度ではなかったのですが、講演が始まってしばらくすると姿勢を正し、一生懸命に聞いていました。会場のあちこちで泣き声がしました。もちろん私も出る涙をとめることはできませんでした。

防府市の子どもたちは大丈夫だと思いますが、先ほど紹介しました仙台市の事故が示すように、薬物への魔の手は着実に低年齢化していると認識する必要があります。子どもたちが劇毒物や薬物に手を染める前に、それらの怖さを強烈に教える必要があると思います。その役割は家庭や地域にもあると思いますが、やはり学校教育が担うウエートは高いと思います。小・中学校での薬物乱用防止に関する教育の実態を聞かせてください。また、今後の計画があれば聞かせてください。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 冒頭、誕生日ということでエールを送っていただきまして感謝申し上げます。地球温暖化にも取り組めというお言葉でございましたが、数年前から市ではノーマイカーデーを実施しておりまして、これを提唱したのは私でございますが、極力歩くことに努めております。今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、新体育館の地球温暖化防止に関しての御質問でございますが、太陽光発電は発電時に全く排出物を出さないクリーンなシステムでありまして、地球温暖化防止の観点から有効なシステムと考えております。施設への設置に当たりましては、コスト等の問題、課題もあり、環境対策と費用対効果のバランスを考慮し、より効果的な対応をする必要があります。

新体育館への太陽光発電設備の導入につきましては、屋根や壁面の大規模なシステムの場合は自然条件に左右されることや費用対効果も考慮して設置はしないこととし、しかしながら太陽光発電の効果的な利用設備として野外防犯灯などを今回を機に駐車場を含めたスポーツゾーン全体に設置していこうと、このように考えております。このシステムは蓄電機能も有しまして、夜間や災害時にも有効な設備でもあります。

新体育館の建設に当たりましては、地球環境や周辺環境に配慮しまして環境への影響を少なくするため、省エネルギー、省資源を念頭に設備、機材やシステムを選定してまいりたいと思います。具体的には、メインアリーナの人が使用する部分のみの空調を行うことや、消費電力が3割程度削減できるアリーナ照明やインバータ蛍光灯などの効率のよい照明器具や節水に配慮した自動水栓や節水便器を使用するなど、エネルギー消費を抑えるとともに、コストの縮減を図り、市民のための施設、地球にやさしい施設となるよう努めてまいり所存でございます。

次に、緊急避難場所の機能についての御質問にお答えいたします。

防府市地域防災計画では、現スポーツセンター体育館は生活必需品など災害救援物資の集積地及び輸送拠点として位置づけております。新体育館を緊急避難場所としてはどうかとでございますが、現時点では新体育館につきましても現行と同じように、大規模災害の際には、他県あるいは他市町村からの災害救援物資などの一時保管場所として集積地及び輸送拠点として考えております。避難場所といたしましては、隣接しております武道館を指定しておりますが、それに加え新体育館につきましても規模や設備を考慮し、今後避難場所として指定する方向で検討してまいりたいと存じております。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 先ほどの御答弁で、太陽光発電の防犯灯を設置するような発言がありましたが、その程度でお茶を濁してはならないと私は思います。太陽光発電の防犯灯は確かに素晴らしいと思うんですが、こういったものは電力を得るのに難しい場所に設置して初めて効果があるもので、建設場所は容易に電力を得ることができます。これこそ私はむだな投資だと思うんですがいかがでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 今の防犯灯の件でございますが、今のスポーツゾーン全体にそういった施設を配置するというので、現実にあれだけのあの広いゾーンの中に電線等を配線するよりも、そういった単体で太陽光を利用しながら設置するといったような意味では非常に有効なものであるということで判断をしたところでもありますし、市民に対するPR度といったような面も非常に効果的なものというふうに判断をしたところでございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 先ほど来、費用対効果ということを言われていますが、それであれば大きな発電設備をつけて配線した方が、よほど私は費用対効果は高いというふうに思います。

次の質問に移ります。

防府市役所は当然ながら京都議定書の目標値を達成しなくてはなりませんけれども、このCO<sub>2</sub>排出量を聞かせてください。最初に統計をとり出してから、古い年度とそれから直近の年度のCO<sub>2</sub>排出量を教えてください。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 市役所ということですので、私の方からお答えをさせていただきます。

統計をとり出してからといたしますと、平成11年度にとり始めておりますので、平成11年には3,582万1,813キログラムという数字でございます。直近の数字で申し上げますと、18年度はまだ集計ができておりませんが17年度でしたら3,576万4,568キログラムということで、差し引きをいたしますと0.16%程度の減にはなっております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 0.16%減、素晴らしいですね。ということは、あと

5.84%を削減しなくてはならないということですね。現体育館の直近の年度でいいですからCO<sub>2</sub>排出量がわかれば教えてください。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 現体育館の平成18年が出ております。17万5,045キログラムということでございます。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 生活環境部長に伺いたいと思います。

新体育館の建設に向けてCO<sub>2</sub>排出量は幾らにしなさいという許容値を当然ながら示されたと思うんですが、幾らに設定されましたか。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） お答え申し上げます。

新体育館の建設につきまして、具体的な基準値というものは当初から私ども申し出てはおりません。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 地球温暖化問題の主管部門である生活環境部が、新しい施設ができればCO<sub>2</sub>排出量は幾らになるか、当然気になるところだと思うんですよね。気にならない方がおかしいんですが。どのような行動をされたんですか。全く行動をしなかったんですか。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 実は、新体育館の建設につきましては、庁内に建設委員会なるものが設置されて、体育館の内容とかそういったものを検討しております。私もその中の一員ということで出ておりましたけれども、具体的な数値は私の方からは示してはおりませんが、当初から計画の中で全体的な環境問題の取り組みをどうするかとかいうそういったものは、例えば太陽光をどうするのかとか、そういった具体的な取り組みというものは当初から俎上に上がっておりましたので、私どもは其中でそれが必要なかどうかという部分を生活環境部の立場で一緒になって協議してきたという経緯でございます。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 生活環境部は太陽光発電は必要だというふうに判断をされたようです。教育次長に伺いますけれども、新体育館が稼動したらCO<sub>2</sub>排出量はどれぐらい

になるんですか。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 新しい体育館の予測値でございますが、空調もすべて含めまして36万7,473キログラムでございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 現体育館が17万5,000キログラム、新体育館の予測値が36万7,000キログラム、倍以上になるんですよね。これは生活環境部長、御存じでしたか。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 申しわけございません。具体的な数値等につきましては、いまだ把握をしておりません。申しわけございません。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 少なくとも体育館については、CO<sub>2</sub>排出量は大幅にアップするわけですよね。であれば、このアップ分はどこかで吸収しないといけないんですが、それはどの部門がどのような方法で、そのアップ分を吸収する予定ですか、生活環境部長。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 申しわけございません。その辺につきましては、私どもの方ではまだ具体的な、私ども、部としてはその辺の具体的な検討そのものはいたしておりません。申しわけございません。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） いや、部としてではなくて、地球温暖化問題の主管部門として各部門にその増加分を振らないと達成できないと思うんですよ。

それはいいです。次へ移ります。

防府市環境基本計画第5章、主体別・行為別の環境配慮事項というのがありますね。これで市民や事業者として行政みずからに環境配慮事項を示しております。これの111ページで、行政みずからに対して建築物の設計時には新エネルギーの導入を図ると、こう示されております。それから114ページで、同じく行政に対してですが、市有施設の新・増設に当たっては雨水利用システムや新エネルギーの導入をするよう、これも規定しております。これらの規定に対して、どうもこの新体育館はこれを守っていないような気がするんですが、これはどなたに聞けばいいかわかりませんが、どのように認識されておるのか、お伺いします。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 御指摘のとおりでございます。環境基本計画にも新エネルギープラス省エネルギー等、公共施設を建てる場合にはそういったことに配慮して建てる、あるいは水資源の有効な利用に努めなさいという形での努力目標というものが記載されているところでもございます。

先ほどからも体育館の建設につきましては、そういった地球環境といったようなものを考慮しながらということで、さまざまな点から検討もいたしたところでもございます。新エネルギーというふうな形にはなかなかいきませんが、効率の非常に高い照明器具あるいは空調にすごく工夫を凝らしたというふうな形で省エネルギーに努める施設にしていきたいということで、こちら最大努力をしたつもりでございます。

雨水利用につきましてはさまざまな角度から検討もいたしましたけれども、雨水の注水といたしますか、そういったようなものの処理あるいはそのための排水管等の経費等を考えますと、少しこの場合はやむを得ない、実施できないかなということで、こういった結果になっております。こちらとしても十分検討した上でこういった施設で実施していこうというふうに考えたところでございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） いろいろ省エネ対策はされた。にもかかわらず、倍増以上のCO<sub>2</sub>排出量が出るわけですね。もちろん空調規格とかいろんな制約はあったと思いますけれども、実際には増えておるわけですね。であれば太陽光発電をつけようというのがあってしかるべきだというふうに思います。

御承知のように、温室効果ガスを2008年度から2012年度の間、1990年に6%減が京都議定書の目標値です。あと5年しかありません。今までの答弁を聞いておるとどうも防府市役所は達成できそうにないんですが、達成できますか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、市ということで私の方からお答えさせていただきます。

今おっしゃるとおりでございますが、2012年までに6%減を目標ということで取り組んでおるところでございますが、正直申し上げまして、先ほどから出ておりますように新体育館につきましても倍以上の排出量が出るわけでございますが、当然今おっしゃいましたように面積の関係あるいはその空調等の関係で増えてまいります。これをどうかしてどこかで吸収をしなければならぬわけでございますが、正直を申しまして平成16年度に基準値として設けたのが5%減というふうに定めております、市では。ただ、それははっきり申し上げましてなかなか厳しいのかなという、今現在では認識をいたしております。

す。

しかしながら、これを全くそのままというわけにはいきません、行政として。今まで取り組んでおります先ほど市長も申しましたノーマイカーデーあるいは公用車を軽に切りかえるとか、そういったやっぱり地道な努力の中、あるいは電気、燃料等の今まで以上の削減を図るといことも取り組んでいく中で、目標値には最終的に近づけるかどうかわかりませんが、そういった努力は最大限していきたいというふうに考えております。

以上であります。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 大分県別府市に平成15年に総合体育館をつくっております。総工費が43億6,000万円ですね。そこを見ますと、自然環境に配慮した施設という点で、トイレの洗浄水に雨水を再利用、これをやっております。それから太陽光発電システムを採用し、一部の電力、どの程度の電力かちょっとわかりませんが一部の電力を賄っております。それから、浸透式井戸、これは舗装により雨水を地中に回帰させております。こういった環境配慮を平成15年度に建てた体育館でもやっているわけですね。これはぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。

これ以上質問しても進展はないと思っておりますので、松浦市長に伺いたいと思っております。

環境省と経済産業省の合同審議会が中間報告をまとめております。今の計画のままでは京都議定書は達成できないということで、早急に検討すべき主な施策を11項目挙げております。その中に、「国の施設は太陽光発電や建物緑化を進める」、こういうふうにしてあります。当然、地方公共団体もこの方向性を出す必要があると思っておりますし、防府市はもう既に防府市環境基本計画というのを作成し、先ほど言いましたような指針を出しております。しかしながらそれを守っていないのが問題ではないんですか。それが問題だというふうに思います。非常に残念に思います。防府市環境基本計画が泣いとるんじゃないかと。地球が泣いております。

世界はポスト議定書を論議しております。その中心的な役割を担っているのが日本です。その日本が京都議定書を達成できないでは、ポスト京都議定書はとんざすると思っております。市民も事業者も痛みを伴って地球温暖化対策に取り組んでおります。新聞報道によりますと、新田にあります山口機械さんが地中熱を利用したエアコンシステムを導入したそうです。通常のエアコンに比べて電気代を50%カットできるそうです。すばらしい対策だと思います。山口機械さんに私はエールを送りたいというふうに思います。

太陽光発電設備をこの新体育館に導入するには、約3億円の出費が必要となるようです。限られた財源ですので、市政運営に大きな負担になるのは間違いありません。だからと言

って設備を導入しないでは地球温暖化対策は大きく後退すると思います。3億円程度の負担に耐えられない防府市ではないはずです。壇上でも言いましたが、建設コストを下げることもまだ可能です。地球温暖化対策は痛みを伴うし、またその成果も子や孫の時代にならないとわからない地味な仕事です。しかし、やらなければ、このかけがえのない地球は守ることはできません。だからこそ松浦市長の強力なリーダーシップが必要だと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員先ほど来から御提唱の件につきましては、私どもも実は準備段階において雨水の活用はできないか、あるいは太陽光システム、ソーラーシステムの導入はできないかというようなことなどを準備段階ではかなり議論を交わしたところでございます。

そうした中にありまして、あそこは、あのあたりは台風の襲来時には猛烈な風あるいは物も飛んでくる、どんな物が飛んでくるかもはかり知れないくらい荒れる、一番被害が起り得る場所でもございますので、せっかくソーラーシステムを導入してもそこへ直撃を受けたりしていきますと、それがもとでさらなる被害を生じさせることにもつながってしまうのではないかという懸念なども出たようなわけでございますし、それから言いわけがましい話ですけれども、体育館は昼間はあんまり使用しないで夕方、夜になって使うことが多いと。そういう状況の中でソーラーシステムを採用してむだな部分が、太陽光というものは夜は生じませんので、お天気のいいときにのみその効果を上げていくことができるわけでありまして、そういう全般的な費用と効果というものを勘案していったときに、体育館では使うのが難しいのではないかと、こういうところに至ったわけでありまして、もちろん、これから実施設計に入っておりますので、その段階で設備や機材などに省エネルギー、省資源というようなものをしっかり活用してもらえるように実施設計に当たっている業者にも話をしていきたいと思っておりますのでございます。

今まで進めてまいりましたことをこのまま延長した場合には、確かに削減目標というものを達成していくことは到底不可能なことではございますが、目標数値ということで目標を高く掲げて、それに向かって、力に応じてやれるところからやっっていこうと苦慮しているところでございますので、御理解をいただけないかもわかりませんが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 何回も言いますが、私は費用対効果ではない、地球を守るために崇高な思いでやらないかんだというふうに思います。



地球温暖化対策を推進するのはボトムアップ施策ではありません。首長のトップダウン施策以外の何物でもありません。3億円の負担が市政運営に支障を来すなら、1つ提案をしたいと思います。索道事業を中止すれば六、七年で3億円は捻出できます。私は決して索道事業を否定するものではありません。しかし、索道事業を守るか地球を守るかと問われたら、私は地球を守ると答えます。松浦市長の御英断を期待してこの項の質問を終わります。

続いて、緊急避難場所について伺いたいと思います。

当面は指定しないと、将来的には考えるということですが、なぜ当初から指定しないのか私には理解ができません。現在71カ所が指定されていますが、収容人員は何人ですか……。なかったらいいです。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 各々の収容人員は持っておるんで、ちょっと合計したのがありません、ちょっと至急合計して……。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） いや、いいです。合計したら3万1,620人です。これは市民の26%ですね。この計算の根拠は一人何平米で計算されておるのでしょうか。その根拠を教えてください。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しわけございません。算定の根拠、今手元に持っておりませんので至急……今連絡入りました。1人2平米だそうでございます。それで計算してございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 私は1平米じゃないかと心配したんですが、2平米なら、はい、結構でございます。しかし、市民の26%しか入れない、であれば収容力を高める、新しい施設ですから当然始めから指定すべきだというふうに思います。

例えば私立高校である誠英高校や高川学園、これも指定場所になっておるんですね。それから向島のゆうあいなども指定場所になっております。民間でもなっておるわけです。何で公共施設に当初から緊急避難場所に指定しないのか、ちょっと私にはわかりません。緊急避難場所の収容人員は十分だと判断されておるのでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 緊急避難場所につきましては、当初、冒頭申し上げましたようにあの近所で今現在武道館を利用しておるわけございまして、新しい体育館になり

ましたら先ほど言いましたように当然面積も増えてまいります。機能的にもはるかによくなるわけございまして、当初その発想がなかったという面では、何か聞くところによりますと、防衛に補助申請をする場合に備蓄という考え方で当初申請をしたというふうに聞いておりますので、そうは言いつつ今言いますように当然さきの中越地震等にもありましたように、ここに避難される方の環境を考えた場合には、当然、空調があったり、そういうふうなことは今の世の中、当然必要でございますから、そういったことはいわゆる防災計画を変えれば済む話でございますから、そういったことを認識の上で変えていくことも視野に入れて考えていきたいというふうに思っています。

ただ、今現在、武道館を指定いたしておりますが、これはこれで、例えばあそこには畳があるということも一つありまして、そういった面から言っても居住性は少しは考えられると。ただ新しく体育館を指定した場合にはいざというときには武道館の畳をこっちに運ぶということも可能でございますから、そういった面を総合的に考えて、これから関係機関と協議した中で防災計画の位置づけを変更することを視野に入れて、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） ありがとうございます。であれば緊急避難場所としての要件を満たす必要があると思いますが、まず、その避難場所としての要件は大きく安全な建物であるということと、ライフラインに対する備えが十分であるということだろうと思うんですけども、この場所は先ほど答弁がありましたが台風銀座と言われておりまして、何が飛んでくるか予測ができない、だから太陽光発電をつけないというふうな、それが全部の理由ではないと思うんですが、そういう答弁がありましたけれども、であれば、建物、これはガラスにすべきじゃないと思うんですね。しかし基本設計を見るとガラスが大分使われております。では、ガラスならもつけれども太陽光発電はもたんというのは私は理解できない。太陽光発電の方がむしろ強いと聞いております。ガラスがもつ根拠を示してください。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 台風に対する安全性といいますか、体育館を建設するに際しての非常に注目をされております部分、カーテンウォールのあたりのことにもなりますけれども、通常、建築基準でいいますと、風速約50メートル以上というような形で建てるようにというようなことになっておるようございまして、この体育館そのものは風速60メートルにも耐えられる設計に予定をいたしております。ガラスにつきましても、そ

れに耐えられるものということで現在検討いたしておりますので、ほぼ大丈夫ではないかなというふうに思っております。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） それは、風速、まともな風は大丈夫だと思いますよ。しかし飛散物が来たらだめでしょう、ガラスだったら。どうですか。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 当然、風速には耐えられるというガラスでもございますので、何が飛んできて割れませんとはよう言い切りませんが、相当頑丈なものは入れるということでございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 今から実施設計に入るわけですから、できればガラスは南側はなくした方がええということ、建築の素人ですが提案したいと思います。

ライフラインに対する備えの観点から幾つか質問をしたいと思います。

すべてのライフラインがとまっても最低限の生活ができる機能が求められますが、食糧の確保ですが、今まで教育民生委員会での当局の説明では、食料などの備蓄基地としての機能は持たないというふうになっております。ならば、防災のあるべき姿、これは総務部ですかね、防災のあるべき姿の中で食料の備蓄は考えていないのか、考えているのであれば、どこにその機能を持たそうとしているのか、お答えください。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 食料の備蓄につきましては、今、新体育館の中では先ほど申し上げましたように考えておりません。今現在食料の備蓄につきましては、今年度の予算からいわゆる非常食を毎年1,000食ずつ備蓄するという計画を立てまして、今後5年間で5,000食の非常食を準備するというので、今、計画を始めただけでございます。したがって、たとえその新体育館が避難場所になりましても、食料については外から搬入という形をとりたいというふうに考えております。

また、緊急時におきましては、市内のスーパーさんといいますか、食料品店あたりと、大型スーパーあたりといわゆる食料の供給につきましては協定書といいますか、これをちょっと結ばせていただいて、そういった形で食料提供も受けるということも視野に入れながら、今後の対応は考えていきたいということで、今、現在食料の備蓄については、今、申しました本年度、1,000食分の非常食は既に購入済みでございます。

以上であります。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 今の食料はどここの場所に備蓄されるのでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 水防倉庫でございます。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 同じく、先ほど紹介しました別府市の総合体育館ですが、災害時の緊急避難場所に指定をしまして、収容人員は5,000人です。5,000人を収容するように指定をしております。そして備蓄倉庫の機能もっております。ここに毛布、食料、医療機器等を備蓄しております。平成15年の施設です。我々は平成22年の施設でしょ。これ、劣るようでは私はいかんと思います。ぜひとも御英断を、市長の御英断しかないと思いますので、よろしくをお願いします。

この項を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は教育行政について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 薬物乱用防止に関する学校教育についての御質問にお答えします。

まず、現在の学校教育の実態についてお答えします。

議員御指摘のとおり、薬物乱用防止に関する教育の意義は極めて深く、学習指導要領において、小学校では「薬物乱用が健康を損なう原因となることや法律で厳しく規制されていること等を理解できるようにする」、中学校においては「薬物の連用により依存症状があらわれ、心身の健全な発育や人格の形成を阻害し、暴力、性的非行、犯罪など学校・家庭・地域社会への深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする」と示されております。

これを踏まえ、防府市の小学校においては道徳、特別活動、体育、中学校では保健体育における指導に加え、総合的な学習の時間を活用しながら学校の教育活動全体を通じて年間指導計画に基づき、すべての学校において薬物乱用防止に関する指導が実施されております。

また、これに加え、薬物乱用防止指導員、これは学校薬剤師さんが務められますが、薬物乱用防止指導員及び警察署員等により行われている「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」が、平成18年度は小学校7校、中学校1校で実施されております。

防府市における毒物劇物取締法による少年の検挙、補導件数は平成17、18年度はゼロ件ですが、防府市教育委員会としましては、今後も「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の積極的な開催など児童・生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教育の推進に向けて各学校を指導してまいりたいと思います。

また、薬物乱用に関する早期の情報提供や適切な対応等、関係機関との連携についてもより一層強化し、教職員の薬物乱用防止教育に関する研修会等への積極的な参加について呼びかけてまいりたいと考えております。

副議長（河杉 憲二君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） ありがとうございます。

児童・生徒に毒劇物や薬物の怖さを教えるには、やはり実際に体験している人の話がいいと思います。しかし、なかなかそのような機会はないと思います。山口県は薬物乱用防止啓発ビデオを持っております。御存じだと思っんですけども、防府健康福祉センター環境薬事班に言えば借用できるようです。大いに活用していただければと思います。

以上で質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 以上で、2番、藤本議員の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 次は、6番、弘中議員。

〔6番 弘中 正俊君 登壇〕

6番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従いまして、放課後子どもプランと防災対策、特に地震の2点について質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私はさきの一般質問において学力の問題を取り上げさせていただきましたが、今回はさらに教育力の育成における放課後の対策についてお尋ねしたいと思います。

教育改革が叫ばれる中、学校教育の重要性はもちろんですが、それとともに学校教育以外での充実があつてこそ教育の再生が達成されるのではないのでしょうか。教育再生会議の第1次報告において、社会総がかりでの教育再生と言われているのも、学校だけでなく住民や家族と地域の関係者すべてが当事者意識を持って子どもを育てていくべきことを指摘しているものだと思います。

学校週5日制もこうした地域教育の重要性から設立されたものでありますが、学校外における教育的環境が十分に整わない状況下で実施されたので、必ずしも成果が上がっているとは言いがたい面があります。そればかりでなく、低年齢者による犯罪も多発して、目を覆いたくなる現実を見るにつけて、児童・生徒の心の変化を無視するわけにはいきません。

日本教育新聞社が市区町村に対して、今、最も解決が求められる教育課題は何かと質問した結果、家庭の教育力、学力を挙げたところが多かったと報告しています。そして、学校、家庭、それに地域の教育力の向上と一体化による教育の取り組みを切望する声が多か

ったと記しています。

また、平成18年7、8月に東京大学大学院教育学研究科基礎学力研究センターが小・中学校長を対象に行った調査の結果でも、家庭での教育力が低下したと回答したものが小学校で91%、中学校で89%に達しています。その中で、教育の障害となっている要因として、学校以外での教育力やしつけが深刻であると答えた者が小学校38%、中学校41%で、やや深刻と答えた者を合わせると小・中ともに約9割にも達するという結果が出ています。そして、これらが将来への学力の低下を招くと感じている者が約半数を占めています。学校自体の教育力の低下を危惧するとともに、見過ごしてはならないのが学校以外での教育であると言わなければならないのが現実であります。

以上の調査や声をもとにして考えるとき、少子高齢化社会に突入した日本社会において、女性の労働力はこれまで以上に必要不可欠になってきています。女性にとって社会参加や自己実現への意欲が年々高まる傾向が顕著になれば、子育てとのバランスを保てるような施策が急がれるわけです。

例えば、放課後もその一つで、保育園時代には何とか仕事と子育ての両立が図られても、子どもが小学校に入学後は放課後のかかわり合いができず、子どもは家に引きこもるか空白時間を持て余して誘惑や事故へつながる不安が尽きない状態にあります。こうしたことが少子化をもたらす原因の一つとなり、子どもが放課後伸び伸びと過ごせる環境の確保は在宅家庭にとっても、就業家庭の親にとっても、今、切実に求められている施策であります。

このたび、小学校のすべての児童を対象とする放課後子どもプランが設立されたことはまさに時宜を得たものと言えます。この事業の設立により、すべての子どもを対象として、放課後に適切な学習やスポーツ、文化活動、交流活動等が推進されることとなります。

そこで、お尋ねいたしますが、このプランも実施に当たっては多くの問題点が予想されます。まず、心ある地域の人々の参画が得られるか、また、放課後、子ども同士遊べる異年齢の触れ合いによるいろいろな価値観や生活スタイルの経験ができるような配慮等が可能かという懸念もあります。これらの切実な問題に対して、現在、市としてはどのように取り組んでおられるか、その実態をお聞かせください。

次に、こうした問題の今後の計画として考えられる具体的な内容とその実施の方策があれば、現段階のもので結構ですから御提示いただきたいと思っております。

次に、防災対策、特に地震に対する対策についてお尋ねをいたします。

去る9月1日は防災の日でありましたが、この日は今から約80年前の大正12年9月1日に関東大震災が発生した日であることは既に皆様御承知のとおりでございます。最近

では、皆さんも記憶に残っていると思いますが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災をはじめ平成16年10月23日の新潟県中越地震、平成17年3月20日福岡県西方沖地震、ことしになって3月25日の能登半島地震、7月16日は新潟県中越沖地震が発生し、多大な被害がありました。また、山口県ではちょうど10年前の平成9年6月25日に山口県北部地方でマグニチュード6.6、震度5強の地震が発生していますが、幸いにも大きな被害はなく何よりでございました。

阪神・淡路大震災以後、震度計の整備が進んだこともあり、全国では人的被害があっただけでも年間およそ10回ぐらい、また平成17年には同じく20回の地震が観測されています。阪神・淡路大震災での建設省、現国土交通省の建築震災調査委員会によれば、昭和56年施行の耐震基準以前に建築された建物に被害が多く見られ、昭和56年以降に建築された新しい建物は被害の程度は軽かったと報告がされています。これを教訓にして、平成7年12月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）、耐震改修促進法が施行され、建築物の耐震化をさらに進めるために、平成17年10月28日には建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正、改正耐震改修促進法が成立し、平成18年1月26日に施行されています。

また、去る8月1日付の読売新聞が新潟県中越沖地震の山口大学現地調査班の調査分析結果を報道しておりました。それによると、中心被災地の柏崎と似た砂地盤が山口市小郡から防府市までと山陽小野田市、旧新南陽市の海岸に近いところが該当する、新潟県中越沖地震と同程度の揺れがあったら柏崎市と同じような被害が出るのではという記事がありました。

それでは、順次質問をいたしますが、まず第1点として、防府市は県内の他市に先駆け、大地震を想定した職員の徒歩、また自転車等による登庁訓練を毎年実施しておられるようですが、大地震を想定した関係機関と連携しての災害対策本部設置、救助訓練や市民も含めた避難訓練等の実施と備蓄資機材の点検をされたことがあるのかお尋ねいたします。

次に、第2点として、市役所の1号館、2号館、3号館の外壁塗装工事が今年3月に終わり、外観は大変よくなりました。しかし、1号館、5号館（旧消防庁舎）は昭和29年2月に開庁し、53年、約半世紀余も経過しております。また3号館は昭和36年6月に完成しており、これも46年経過しておりますが、いずれの庁舎も昭和53年の宮城県沖地震後に定められた耐震基準を満足しているとは思われません。地震はいつ、どこで発生するかわかりませんが、万一災害が発生したとき、災害対策の拠点となる市役所は、初めに申しましたような地震が近隣で発生したときは、災害対策の拠点としての機能に支障はないのか、お尋ねいたします。

3点目は、この改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律、改正耐震改修促進法には特定建築物の所有者の努力として耐震診断を行い、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないと定めています。市の所有する建築物には学校、公会堂、市営住宅、さきに述べました市庁舎等もありますが、これらの建物のほとんどが特定建築物に該当するのではないのでしょうか。

また、一部には該当しない建物もあると思います。小学校並びに中学校は17年、18年度において既に耐震診断をされています。それに市庁舎や他の市が所有する主要な建物は第一次耐震診断は既に行われていますが、その結果の公表については、さきの新聞報道によれば今年度内公表予定を含めると県内の市町の大半が公表となっている中、防府市は未定となっていました。公表される予定はあるのでしょうか。第一次耐震診断結果によっては第二次耐震診断または耐震改修の必要や建てかえなければならない建物もあるかと思いますが、耐震改修や建てかえには膨大な費用が必要になりますが、耐震に不十分な建物はどのようにされるのかお尋ねいたします。

近年は地震がたびたび発生しているように思うのは私だけでしょうか。地震はいつ、どこで発生するかわかりません。誠意ある回答を期待しまして、以上で壇上の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは防災対策についての御質問にお答えいたします。

近年、全国的に豪雨や台風、地震による大きな被害が発生し、毎年尊い人命や貴重な財産が失われております。行政はもとより市民一人ひとりがあらゆる災害に備え、被害を最小限に抑える努力をする必要があります。そのためには、防災訓練の実施や防災意識を高めるなど、常日ごろからその備えを充実していかなければならないと考えております。

まず1点目の大地震を想定した避難訓練や災害対策本部設置、救助対策訓練等の実施と備蓄資機材並びに水及び非常食について更新や点検をしたことがあるのかとの御質問でございますが、議員御案内のとおり、本市では毎年、阪神・淡路大震災の日の1月17日前後に大地震を想定した登庁訓練を行っております。災害対策本部を設置しての防災訓練につきましては、大地震を想定したものは5年前に実施しており、また風水害を想定した訓練は毎年行っております。最近の自然災害は甚大化しており、常日ごろからの備えが大変重要でありますので、今後もさまざまな災害を想定した訓練を実施していく必要があると考えております。

また、備蓄資機材につきましては、水防倉庫に土のう袋、くい、ブルーシート等、災害



時において迅速に対応できる必要数を備蓄しており、日ごろから数量の確認を行い、その都度不足分を補充しております。

飲料水につきましても、給水地域においてはたとえ全域が停電しても市民への水道水の給水は可能ですし、未給水地区につきましても災害時の給水活動の実施や非常用飲料水袋 7,000 枚を用意するなど非常時に備えておりますし、さらには緊急飲料水も備蓄いたしておるところでございます。

また、非常食につきましてもアルファ米 5,000 食分の備蓄を計画的に行うこととしておりまして、本年度は 1,000 食分を備蓄したところでございます。

次に、2 点目の、市役所は大地震に対して災害対策の拠点としての機能に支障はないのかとの御質問でございますが、災害対策本部につきましてもは現在 4 号館 3 階の会議室に設置しております。万が一、大地震等で災害対策本部室が使用不能な状況になった場合には、耐震性を十分有す消防本部会議室に災害対策本部を設置し、指揮命令システムを確保して対処することとしております。

最後に、市の所有する主要な建築物の第一次耐震診断の結果と今後の対応方針はどの御質問でございますが、国においては阪神・淡路大震災の教訓を活かし、平成 7 年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を施行され、昭和 56 年以前の建築物について耐震診断が義務づけられました。これを受けて本市においても対象となる市有施設について、平成 15 年度から平成 18 年度にかけて第一次耐震診断を実施いたしました。この第一次耐震診断の結果に基づき、小・中学校施設につきましてもは本年 9 月末までに学校施設耐震化推進計画を策定し、耐震化を進めてまいりたいと考えております。また、この計画については公表を予定しております。

その他の施設につきましても、本年度中に耐震化推進計画を策定し、二次診断への取り組み等、方向づけを行い、緊急性を有するものから計画的に耐震化に取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

副議長（河杉 憲二君） 6 番、弘中議員。

6 番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

今、今年備蓄等につきましてもは、関係機関と連携しての防災対策本部設置、救助訓練や市民も含めた避難訓練等及び備蓄資機材の点検についていろいろ御回答いただきました。これについてはそのようにお聞きしておきます。

それから、災害対策拠点につきましても、市庁舎は地震の規模によっては災害対策の拠点には 1 号館、2 号館、3 号館についてはふさわしくないようなお話でしたけれども、万一

大震災が発生したときはいかなされるのでしょうか。また、市庁舎で職員や市民を巻き込んだ人的被害が発生しないとも限りませんし、今年度1号館に自動ドア、スロープを設置し、バリアフリー化を図られるようですが、外壁塗装やバリアフリー化などは耐震改修にはならないと思います。特に1号館は築後約半世紀の年月を経過しており、耐震改修でなく建てかえなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

今、市長の答弁では4号館を本部設置と言っておられて、それが十分対応なされないときには消防本部を本部とするということでございますけれども、やはり1号館、2号館、3号館につきまして、大規模な地震等が起きますと非常に大変なことになるんじゃないかと、このような気がいたしますし、1号館、5号館につきましてはもう耐力度がないんじゃないかと。第一次診断をなされておると言われましたけれども、ほとんどI s 値は0.3以下ではないかと、このように思っております。またこれについては診断をされましたけれども、一つも公表はされておらないわけでございます、どの程度のものかわかりませんし、私としてはもう1号館、5号館というのは市庁舎につきましては建てかえられた方がよろしいんじゃないかと、このように思うわけでございますけれども、このところはいかがお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員御指摘のとおりでございます、私も就任以来10年目になったわけですが、この間、火葬場あるいは消防本部、あるいは小・中学校建設等々、市民生活に直結するものから優先順位を決めまして、そして今、御存じのとおりスポーツセンターの体育館とごみの焼却場等に着手いたしているような次第でございます。市役所本庁舎の改築につきましてもその必要性を十分認識いたしておりますので、庁舎改築基金の積み上げなど心がけているところでございまして、短期中期的に見ました場合に優先順位がかなり高いものになっているのではないかと、このように認識をいたしておりますので、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございますけれども、今市長さんの御答弁がございましたけれども、この市庁舎の建てかえにつきまして、具体的な計画をしておられますればここで尋ねたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 市長。

市長（松浦 正人君） 具体的な計画はまだ全くできておりません。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） では、質問を変えまして、小学校、中学校は耐震診断されたと

はいえ、災害時には避難所に指定されておりますが、地震はいつ発生するかわかりませんので、耐震診断結果を反映されて避難場所として指定されているのでしょうか、あるいは避難場所として大丈夫なので指定されたのかお尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 防災計画の中にもそれぞれ学校の施設といたしまして屋内運動場等、指定をいたしておりますけれども、耐震診断の結果、大丈夫だからということで指定をしておるわけではございません。そうは言いましても近年、特に平成17年度の桑山中学校、あるいは18年度の佐波小学校など、体育館を順次改築いたしております、今年度は右田中学校でもございますし、来年度は大道小学校というような形で、順次安全な施設への対応ということで努力をいたしておるところでございます。そのほかの学校の耐震化ということも、屋内運動場等もございますけれども、その耐震化推進計画に基づいて今後とも進めていきたいというふうに思っております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） 小・中学校ですが、中越地震におきましてはやはり頼りになる緊急避難場所というのは、学校の体育館というようなところが出ておるわけでございますし、今、市長さんの答弁の中には耐震診断を公表いたしますというようにお聞きいたしたわけでございますけれども、全国によりますと、診断結果を公表している教育委員会は22.2%と、全国ではそのようになっておりますけれども、このたび公表されるということは、それはあれでしょうか、小・中学校耐震化計画というのを今度9月末までに作成されると、その中において公表をされるということを盛り込まれておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 予定といたしまして、もう9月末ですから、もうすぐでございますけれども、耐震計画の策定をいたします。公表につきましては、計画ができました県なり国なりに報告をいたす時期等も必要になりますので、約1カ月か後ぐらいに公表ができるのではないかと考えております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） 今、小学校、中学校、学校においては耐震化計画というのを作成されるということでございましたけれども、平成19年3月に策定された山口県耐震改修促進計画によりますと、耐震改修促進法では市町における耐震改修促進計画の規定は設けられているものの、その策定は努力義務となっていると。しかし、県計画を勘案し、または国の住宅建築物耐震改修等事業を活用するためにすべての市町において各市町の耐震

改修促進計画の策定を目指す、このようになっておりまして、特に東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある周防大島町をはじめ所管行政庁である下関市、宇部市、山口市、防府市、周南市、岩国市、萩市にあっては市町耐震改修促進計画を平成19年度に作成すべきであると、このように山口県耐震改修促進計画の中にうたっておられますけれども、これは策定する、19年度になさるのでしょうか、そのところをお尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 先ほど市長の答弁でもお答えをいたしましたように、学校施設とともに他の施設につきましても耐震化計画を作成するという予定といたしております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） それは19年度中でございますでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） はい。本年度中、19年度中に作成をいたします。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

それでは、耐震診断改修についてまた再質問いたしますけれども、新聞報道によると、国土交通省は次期社会資本整備重点計画に橋や下水道管等の老朽化が進んでいるため来年度から全国の社会資本の調査をし、壊れてから直すのではなく事前に補修する方法に転換するという報道がありました。市内には人丸橋、大崎橋といった完成後50年を経過した橋や下水道もあります。これらの施設に対する対策はどのようになっておるのでしょうか。耐震とは異なりますが、このたびの台風9号で神奈川県内の酒匂川にかかる十文字橋が増水で崩落したと報道していました。

次に、今年度新規事業として民間住宅の耐震化を促進させるために住宅建築物耐震化促進事業として耐震診断補助に約50万円、耐震改修補助180万円が予算に計上され、希望者の募集を去る8月末までされましたが、応募者は何件ありましたでしょうか。また、期間中に予定より多数のとき、予定に達しないときはいかがされるつもりでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 御質問の下水道管や橋、それと民間の耐震化について御回答いたします。

下水道に関しましては、築後数年がたち、下水道の老朽化が進んできたこともありまして、昭和62年から公共下水道污水管調査を計画的に実施しております。その結果、ふぐ

あいの箇所を異状箇所判断基準によりまして部分的に補修あるいは管の更生、中に補強する工事なのですが、管の更生工法で腐食や破損等によって失われた機能を回復させるとともに、新しい管の強度と同等以上の耐久能力及び耐久性を維持することに努めております。今後も公共下水道汚水管調査を継続的に実施し、老朽化の進捗のぐあいにより適切に対処してまいりたいと考えております。

お尋ねの人丸橋、これは昭和42年、架設されたわけですが、それにつきましては、平成9年度から平成11年度、3カ年かけまして、また大崎橋、昭和31年架設につきましては平成18年度に伸縮継ぎ手装置の取りかえ工、それと上部工、横断面の修復工事等により補修をいたしました。今後、数十年経過した橋につきましても状況を把握しながら安全対策を講じてまいりたいと考えております。

それと、お尋ねのもう1点の民間住宅の耐震診断の件数でございますが、耐震診断の分野が7件ありましたが、耐震改修の申し込みはございませんでした。それから募集戸数を超えたとき、あるいは予定に達しなかったときにはどうするつもりだったのかということにつきましては、超えた場合には抽選を行い、対象者を決定することとしておりました。また、募集戸数に達していないときにつきましては、9月より先着順で受け付けをすることとしておりました。なお、現在も随時申し込みを行っておりますが、再度市広報等でPRを行う予定としております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） このたびの中越沖地震におきまして、柏崎市はやはり木造住宅の崩壊が非常に多かったと、そういうのが出ておりますですね。中越沖で全壊が963戸に対して柏崎市は908戸と、半壊が903戸に対して528戸、一部損壊が1万857戸に対して6,435戸と、柏崎市において非常に住宅の被害が多かったということでございますので、この制度、このたびは非常に申し込みが少なかったようには思いませんけれども、先ほどPRをよくしていくということでございますが、大いにこれからPRして周知させていただければと、このように要望をしておきます。

それから、関連質問になると思えますけれども、緊急地震速報について、気象庁では来年10月1日から緊急地震速報の一般への提供を開始するとの報道がありましたが、NHKはテレビ・ラジオで緊急地震速報を放送すると発表しました。緊急地震速報は緊急に連絡しないと効果がありませんし、一つ利用方法を間違えれば市民に不安を与え、また大混乱になる可能性も含んでおります。

防府市はこの提供についていかがされるのでしょうか。防府市はこの速報を利用される

のであればどのような方法で情報を入手されるのでしょうか。また、入手された情報は市民にはどのようにして周知されるのでしょうか。あるいは特定の機関や関係部署のみに連絡されるのでしょうか。お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 緊急地震情報についてのお答えをいたします。

現時点では緊急地震速報の一般への提供といたしましては、今おっしゃいましたテレビ・ラジオ以外にはございません。しかしながら、市ではこのような時間的に余裕のない事態に対しまして市民に一齐に情報伝達できるように、今年度の予算の中で同報系無線の設置をお願いいたしておるところでございます。今年度については実施設計を作成中でございます、20年度に設置をいたす計画となっております。この制度の中で、緊急地震情報等が防災行政無線を通して、瞬時に市民の方にお知らせをすることができるというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

10月1日から一般市民、生活者の方に開始されるということでございますし、P波からS波まで余り時間がございませんので、結局、数秒から長くて数十秒ぐらいのその間でございますので、やはりいろいろと周知、市民の方々にどのように対処したらいいか、やっぱり周知させていただけないと、うろうろしてそのうちにどんと来たりしますので、そのところは非常によろしく願いして、要望しておきます。

時間がもうありませんので、この項についての質問は終わらせていただきます。

副議長（河杉 憲二君） 次は、放課後子どもプランについて。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 放課後子どもプランの御質問にお答えいたします。

放課後子どもプランは厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業を連携し、総合的に行う放課後対策事業でございます。

そのうち、放課後子ども教室推進事業は小学校1年生から6年生までの子どもたちを対象とし、放課後に小学校の校庭や屋内運動場などの施設を活用し、終業時より午後5時までの間、子どもたちの安全・安心な活動拠点となる居場所を設け、コーディネーターや安全管理員、学習アドバイザーとして、地域の方々の協力を得て、勉強や遊び、スポーツ・文化・交流活動等に取り組もうとする事業でございます。

この事業を行う中で、日ごろ触れ合うことの少ない上級生と下級生が一緒になって、遊

びや運動などのさまざまな活動をすることで、異年齢の子どもたちの触れ合いをより深めることができるようにしたいと考えています。

教育委員会といたしましても、防府市で導入できるよう小学校PTA联合会をはじめ地域の各関係団体に対しまして各団体の総会等あらゆる機会において説明し、皆様方の御理解をいただいていたところでございます。

また、今年度事業を行います佐波小学校と牟礼小学校の2校区の地域の方々は、児童が活動中のみならず活動終了後の安全確保につきましても、保護者の出迎えや地域みまわり隊の方々などの協力により子どもたちが安全に帰宅できるよう、体制づくりをはじめ、より多くの方々の参加をいただきながら開設に向け準備を進められているところでございます。

今年度は、モデル事業として地域・学校連携施設を有する学校で実施しますが、この事業は学校、PTA、自治会など地域の方々の協力をいただくことが最も重要となる事業です。

地域・学校連携施設を有しない校区につきましては、学校をはじめ地域の関係団体の御理解や御協力が得られるよう、事業内容を含め協議・検討を行い、今後、全校区に広げるよう取り組んでまいりたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） 最後に、この放課後子ども教室、これを全小学校に進めていくという御答弁でございましたけれども、それにいたしますと余裕教室等、また人的な面でそういうことが確保できるのでしょうかというような気がするわけですけれども、全小学校区に進めていかれるわけですか。今のところ佐波小、それから牟礼小学校、あとは小野小はコミュニティがあると思います。またこれからできる大道小体育館のところ集会所があると思いますけれども、あとのほかの学校についてはそういう余裕教室がないように思いますし、どのようにお考えなんでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えします。

当面、壇上から申しましたように佐波小学校、それから牟礼小学校には一般に言います地域開放の施設がございます。したがって、屋内あるいは屋外ともそれに十分対応できる施設を持っているわけでございますが、あわせて御指摘いただきました小野小学校もこういう施設を持っております。

今後、今からできます屋内運動場の改築にございましては、そういった地域に開放されます施設を備えたものになっていくと思いますが、それ以外の学校でそういう施設を持っ

ていない屋内運動場を持っている学校につきまして、これは今から事業内容も含めて検討すると申しましたが、屋内運動場で十分耐えられるもの、それから屋内運動場あるいは屋内運動場で耐えられるもの、それから運動場で耐えられるもの、あるいは学校の教室等を使用しないと対応できないものにつきましては学校とのまた協議が残っていますが、いずれにしてもこの趣旨がやはり安心・安全での居場所づくりと、それから現在薄れかかっています縦社会、上級生と下級生の縦社会の見直しをしながら望ましい人間関係をつくっていくということ、あわせて現在も各学校でさまざまな体験活動を通しまして生きる力をはぐくむ教育を展開するわけですが、教室ではない、あるいは学校の先生方では実現できないようないろんな体験活動等することを十分に提供していこうというのが大きな意味でございますので、必ずしも余裕教室がなければ対応できないというものでなくて、事業内容そのものを十分に検討することによりまして部屋でなくてはいけないのか、あるいは運動場の全面を使わなくても一部で十分対応できるのか、あるいは屋内運動場の全面を使わなくてもできるのか等々を今から吟味していこうと思っております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） 今、学童保育、留守家庭児童学級がございまして、この放課後子ども教室の児童が一輪車に乗って遊んでおると、そういうときに、留守家庭児童学級の者が参加させてくださいと、そういうような状況が出た場合にどのように対処なさるのか、また将来的にこの放課後子ども教室と留守家庭児童学級というのはどのように整合されていかれるのでしょうか。そのところの将来性というものをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

副議長（河杉 憲二君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えいたします。

一般に言います留守家庭学級の児童が生活していくには大きなねらいがありまして、遊びの場、それから生活の場ということでその場が設けられていると思っております。当然、この放課後子ども教室の方にも遊びの場が、あるいは触れ合いの場、学習の場等があるわけなんです、この遊びの場につきましては共通項があるわけですから、そこにつきましては、連携を保ちながら、これらの関係者の総意のもとで工夫しながらその場を一体化していく、あるいは連携を保っていくということが可能になってくると思っておりますし、また最近話題になってはいますが、留守家庭学級とそれからこの放課後子どもプランに載っております教室を一体化ということについてのいろいろと見解の違いがあったりしますが、国会の答弁等を聞いておられますと、やはり完全な統合というような格好は考えていないということでございますので、それぞれのやはりねらいを十分に生かしながら、で



きるところについては連携、場合によっては一体的な行動をするということも可能になってくる場合はそれを実現していくのがいいんじゃないかなと思っております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） 今、佐波小学校がこの10月1日から施行されるということでございますけれども、今佐波小学校400何人おられると思いますけれども、その中で留守家庭児童学級、それからスポ少、それから塾、習い事、そういうことで400何人からその児童を除したのが150人おられます。このたび申し込まれたのは50人と、このように聞いておりますけれども、あと100人の児童につきまして非常に懸念をするところでございます。居場所があるだろうか。家に帰って本当に温かい家庭があるであろうかと、そうならない児童というのもあるんじゃないかと、そのようなことを非常に危惧するわけでございますけれども、学校としては全部放課後子ども教室に入りなさいということとは言えないと思いますけれども、そのところはいろいろと考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（河杉 憲二君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） この放課後プランというものに参加するかしないか、このあたりは強制ではございませんので、それぞれ御希望の子どもさんたちに放課後教室に参加してほしいということで、佐波小学校の場合にはそれぞれ父兄あてにいろいろなアンケート等を配られます。佐波小学校の学校便りにも載っておりますけれども、この放課後子ども教室に参加したいかというアンケートでは、全生徒487名でございますが、そのうち88名がこれに参加したいという意向でございます。これにつきましても、やはり小学校6年生あたりになりますと非常に子どもの数、参加希望の数は減ってまいります。やはり議員さん御指摘のとおりスポ少もあり塾もありということの事情かなというふうにも思っておりますけれども、全児童を何とか預かれと、こういうことではなく、やはり御父兄のいろいろな事情もありますので、そういった結果になっておるのかなというふうに思っております。

副議長（河杉 憲二君） 6番、弘中議員。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

これで私の全質問を終わらせていただきます。

副議長（河杉 憲二君） 以上で、6番、弘中議員の質問を終わります。

ここで15時25分まで休憩をいたします。暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時25分 開議

副議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議場内が暑いようでございますので、どうぞ上着をおとりになって結構でございます。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、7番、木村議員。

〔7番 木村 一彦君 登壇〕

7番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。本日、最後の質問になるかと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

今回は、通告に従いまして4つのテーマで質問をいたします。

最初に、後期高齢者医療保険制度について質問いたします。

さきの6月議会で、我が党の山本久江議員が一般質問したとおり、来年4月から75歳以上の高齢者は今加入している国民健康保険や組合健康保険などから抜けて、新たに設けられる後期高齢者医療保険に入ることになります。75歳を超えて企業などで働き続けている人も広域連合に移ることになりまして、使用者側の保険料負担がなくなって、労働者のみが保険料を支払うことになります。この対象者は全国で1,300万人と言われております。

この保険は世帯単位でなく個人単位で加入することになるために、1、これまで年収180万円以下で子ども等の扶養になっていて保険料を支払う必要がなかった人も保険料を支払わねばならなくなること、対象者は全国で200万人と言われております。2、厚生労働省の試算では保険料は1人平均で月額6,200円、年間7万4,000円となっておりますが、高齢者の医療費は高齢者に払わせよという制度の趣旨に沿って後期高齢者の医療給付費が増えれば後期高齢者の保険料が値上がりするという仕組みになっているため、今後大幅な保険料の値上げが確実視されていること。3、月額1万5,000円以上の年金受給者からは保険料が年金から天引きされること、また月額1万5,000円以下の年金受給者の保険料は普通徴収、つまり自分で払うことになりませんが、その際、世帯主や配偶者は他の被保険者の保険料を連帯して納付することが義務づけられること。4、1年以上の滞納者はこれまで後期高齢者に対してやられてこなかった保険証の取り上げが行われること。5、後期高齢者の診療報酬をそれ以下の世代と別立てにして、粗悪医療や病院追い出しが押しつけられるおそれがあること。6、実施主体の広域連合は議員の数も少なく、住民の声が反映されにくい状態になっていることなど、数々の問題点をはらんだ制度でありまして、高齢者にますます冷たい仕打ちとなっております。

そこで、お尋ねいたします。今挙げた問題点の一つ一つがその早急な解決を求められて

いる深刻かつ重要な問題ではありますが、今回は特に、新たに保険料を負担することになる人についてお尋ねいたします。

防府市において、これまで保険料を支払う必要がなかったのに新制度の発足によって新たに保険料を支払わなければならない人はどういう人で何人おられるのでしょうか。また保険料の額はどうなっているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

2番目に、国民健康保険について質問いたします。

後期高齢者医療保険制度の発足に便乗する形で、来年4月から国民健康保険に加入する65歳から75歳未満の前期高齢者の保険料も年金から天引きされることになっております。この結果、既に年金から天引きされている介護保険料、平均で月4,090円と試算されております。この介護保険料と合わせると平均で月1万円を超える保険料が年金から自動的に引かれてしまいます。月々数万円の少ない年金で暮らしている多くのお年寄りにとって、受け取る年金のこれだけの目減りは大変な痛手となります。私の知る限りでは、この65歳から75歳未満の国保料を年金から天引きされることになる、このことを知らない市民は実に多いと思います。

そこで、お尋ねいたします。一体いつ、どんな法令に基づいてこれが実施されることになったのでしょうか。また実施に当たっては窓口での相当な混乱も予想されますが、市民への周知徹底と対策はどうなっているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

3番目に、生活保護行政について質問いたします。

弱肉強食の構造改革路線のもとで貧困と格差が拡大し、生活保護水準以下の生活を強いられている人が増えております。憲法25条は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっております。この精神に基づいて国民の生存権を保障する生活保護は最後のセーフティネット、すなわち最後の命綱と言われております。ところが今、その生活保護制度が大きく揺らいでおり、生活保護行政のあり方が根本から問われております。

この7月に、北九州市小倉北区の男性が生活保護の辞退届を強要され、餓死しているのが見つかりました。辞退届を書かされ、生活保護が廃止された2カ月後のこの男性の日記には、「午前3時。腹減った。おにぎり食いたい。25日間米食ってない」と書かれていたそうであります。そしてそれから1カ月後の7月10日、男性は変わり果てた姿で発見されたのであります。8月24日、このことを怒った市民や弁護士らが同市の福祉事務所長を刑事告発しましたが、告発した人たちの調査によると、この市福祉事務所はこの男性の病状調査票で「病気は良過傾向にある」、つまりよくなっている、「就労は可能である」、こうしてありますが、これは主治医の診断をねじ曲げて、いわば偽造してつくられ

たものであることが判明しております。同市では、昨年5月にも門司区の市営住宅でひとり暮らしの男性が餓死、変わり果てた姿で発見されております。

旧厚生省は1967年から97年までの31年間、北九州市に出向者を幹部職員として派遣し、同市を適正化、すなわち生活保護の締めつけ政策、この実験場としてきた経緯があります。さきの人たちの告発状の最後には、このようにあります。「同市は、厚生労働省にとって保護行政の優等生なのであり、同市の行き過ぎた適正化が是正されることなく放置されることになれば、日本全国で本件のような悲惨な事件が続発することも決して杞憂とは言えない」、このように述べているわけであり、事は人の命、社会保障の根幹にかかわることでもあります。本市においてはこのようなことは決してないことを信じておりますが、もって他山の石とするためにも以下の点をお尋ねいたします。

最近、数年間の窓口での相談件数と申請受理件数はどうなっているのでしょうか。相談件数と申請受理数には開きがありますが、その原因は何でしょうか。さらに、窓口規制、いわゆる水際作戦、水際で申請を受け付けない、こういうことはやられていないかどうか率直にお答え願いたいと思います。

最後に、市内バス交通について質問いたします。

この問題については、これまでもたびたび一般質問で取り上げてまいりました。従来のバス路線とバス交通がさまざまな点で問題に直面しており、社会環境の変化からも新しい公共交通、バス交通のあり方が問われていることは御承知のとおりであります。

市は、これまでパーソントリップ調査、市内バス路線実態調査、市民利用者アンケート調査などを行い、さらに先月、8月29日には第1回防府市生活交通活性化懇話会もスタートさせました。諸問題が山積する中で、今最も切実なのは、高齢者や身障者など自家用車を運転しない、いわゆる交通弱者のための新たな交通手段を早急に確立することです。特に周辺部からの通院、買い物などの要望にこたえる交通手段の確立が急がれております。

そこで、お尋ねいたします。

これまでの調査や議論の中から浮かび上がってきた市内バス交通の問題点は何でしょうか。どのような方向でその問題点の克服と打開をしていくべきだとお考えでしょうか。既存の路線にこだわらず、コミュニティバスやデマンドバス、乗り合いタクシーなど実態に即したさまざまな形態の交通手段を活用して、1つは田島・西浦方面及び牟礼方面から県総合医療センターへの直通バスを運行すること、2つ目に、これと組み合わせる形で防府駅周辺の循環バスを実現すべきだと思っておりますが、いかがお考えでしょうか、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは市内バス交通についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの各種調査、アンケート結果等で明らかになった市内バス交通の問題点と解決に向けた今後の方向性についての御質問でございますが、御承知のようにバスを中心とする公共交通は自動車を運転しない人、みずからの交通手段を持たない人にとって買い物、通院、通学など日常生活を支える大切な交通手段であると認識しており、市では自主運行が困難な市内赤字バス路線について助成を行っておるところでございます。

しかしながら、バス利用者の減少が続き、バス路線を維持するための補助金は近年増加傾向にあります。このため、既存のバス路線を存続させることのみならず、路線の再編や他の交通機関の利活用など総合的に公共交通体系を見直すことが必要であることから、平成17年に市内バス路線の現状について調査・分析を行うとともに、平成18年には乗降調査とバス利用者アンケートを実施いたしました。

まず、平成17年に行った市内バス路線の調査・分析では、市内全域を大きく5方面に分け、運行本数や運行ダイヤ等について調査し、現状と課題を整理いたしました。この中で、防府市内にはバス路線が防府駅を中心に放射線状に延びており、市民の移動手段としてバスの利便性はある程度確保されているものの、通勤・通学の時間帯における便数が少ない、あるいは始発、終発の時間が利用形態に合っていないのではないかなどバスの運行ダイヤの設定や便数がどういった客層をターゲットとしているのか明確でないといった分析結果が出ております。

また、住宅密集地でのバス停の増加や病院等への利便性の高い路線の便数の増加など、利用形態に合ったダイヤや路線の変更も必要ではないかといった課題も浮かび上がっておるところであります。

次に、平成18年に行った乗降調査、バス利用者アンケート結果からは、バス利用者には女性や高齢者の方が多く、しかも買い物や通院目的で定期的にバスを利用されており、その利用割合は周辺地域でより高い傾向にあることがわかりました。ここでも利用目的に合った路線の再編や変更の必要性が浮かび上がってまいりましたので、既存のバス路線の見直しについて引き続きバス事業者と協議していくことが必要であると考えているところでございます。

次に、田島・西浦方面及び牟礼方面と総合医療センターを結ぶ直通バスや防府駅周辺の循環バスの実現性についての御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、市

内のバス路線は防府駅を中心に放射線状に延びており、市民の移動手段としての利便性はある程度確保されていると考えております。

議員御提案のコミュニティバスやデマンドバス、乗り合いタクシー等を利用した地域間を結ぶ交通体系の確立や市内中心部を回る循環バスの運行につきましては、既存のバス路線との整合性をいかに図るのか、また、利用者の利便性と運行経費の関係をどう考えるのかなど、さまざまな課題がありますので、今後、市内の公共交通体系のあり方を検討する中で、導入の可能性も視野に入れて検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、公共交通の維持・活性化を図るに当たっては地域住民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが重要であると認識しておりまして、このたび市では、公募委員を含む市民代表、学識経験者、バス事業者10名からなる「防府市生活交通活性化懇話会」を設置いたしましたところでございます。懇話会では市民の立場、専門的な見地から市内の路線バスを中心とした生活交通の維持とその活性化策について検討していただくこととしております。

この懇話会の提言をもとに、今後、公共交通に関する基本構想となる（仮称）防府市生活交通活性化計画としてとりまとめ、コンパクトで安全・安心、快適に生活できるまちづくりのためさまざまな交通手段を組み合わせるなど、地域の実情に合った公共交通の実現につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、健康福祉部長より答弁いたさせます。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 第1回のこの懇話会の資料をいただいております。これには、この懇話会をこの8月から来年の2月まで4回やって一定の提言をすると、その提言に基づいて平成20年度から今度は活性化計画の策定に向けた活動を開始すると、こうなっておるんです。

そこでお尋ねですが、この懇話会の提言に基づいて活性化計画をいつごろまでにつくる予定なんでしょうか、お尋ねします。

副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。

今、御指摘の今年度中に活性化懇話会より提言をいただいて、新年度から活性化計画を策定する予定といたしておりますが、これは今の時点ではいつまでというふうには切っておりませんが、できるだけ早い時期に計画をまとめまして市民の皆様の利便性の向上に役立つようにしてまいりたいというふうを考えております。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 平成17年から今日まで3年間、さまざまな調査・研究もやってきた。今度、もう一年かけて、来年の2月まで約1年近くかけて懇話会でいろいろ論議する、その後、策定計画をいつまでとはわからんが検討すると、こうなっているんですね。これは限りなく先延ばしするというふうに私に言わせれば思います。

先ほどの市長の御答弁にもありましたが、問題点ははっきりしているんです。今のままのバス路線では市民の要求にこたえられない、こういうことははっきりしております。ですから、具体的にこれからどういうバス交通、公共交通をつくっていくかというのをもう具体的な案を検討する段階に来ていると思うんです。調査・研究はもういっぱいやっているわけですから。

ですから、私は先ほどの御答弁、あるいはこの懇話会も傍聴させていただきましたが、市内のバス事業者の方々に対する配慮も非常にあるように思いますけれども、それも大事なことだと思いますが、もっと大事なのはやっぱり市民の要望にこたえることの方が大事です。その点で、私は既存バス事業者の配慮に余り引っ張られないで、直ちに具体的な案を検討するときに来ている。今のままでは限りなく先延ばしするような感じがしますので、ぜひともそれは具体案を検討してほしいということを要望しておいて、この項については終わりたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 次は、後期高齢者医療保険制度について。生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） それでは、私からは後期高齢者医療制度についてと、それから国民健康保険についてお答えを申し上げます。

まず1点目の後期高齢者医療制度についてでございますが、高齢化が進み、老人医療費を中心に国民医療費の増大に対応するため、国が進めている医療制度改革の中で高齢者の独立した制度を設けることで公平でわかりやすい制度とするため、後期高齢者医療制度が創設され、現在、来年4月の実施に向けて山口県後期高齢者医療広域連合で準備作業が進められているところでございます。

こういった状況の中で、議員お尋ねの、新たに保険料を負担することになる被保険者と人数でございますが、まず、被保険者は75歳以上の高齢者の方と、そして一定の障害のある65歳以上の方が対象となり、平成20年度以降は現在加入中の国民健康保険や組合健康保険あるいは共済保険などの被用者保険から脱退し、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。

次に、対象人員は8月末で国民健康保険から約1万2,000人、被用者保険から約2,000人の計1万4,000人を見込んでおります。

また、保険料につきましては、これまだ山口県における料率が決定をされておられません

が、厚生労働省の試算では1人当たりで最も低い場合、月額930円で年額では1万1,160円、平均としては月額6,200円で年間7万4,400円とされておりまして、例えば年金収入が240万円の方では月額約8,175円、年額では9万8,100円となります。なお、保険料の限度額につきましては、今のところ50万円となる予定となっております。

次に、2点目の国民健康保険料についてでございますが、国民健康保険の被保険者で65歳から75歳未満の方も、平成20年度から国保料を年金から特別徴収されることとなりますが、その対象となる方は国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年金受給年額が18万円以上の方となっております。

ただし、介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合には、国民健康保険料は特別徴収の対象とはなりません。これは、平成17年12月に決定されました医療制度改革大綱の中の一つとして、国保加入の65歳から75歳未満の高齢者についても保険料を年金から特別徴収、天引きということでございます、特別徴収されることが決定をされております。その根拠法令としては国民健康保険法第76条の3、これは保険料の徴収の方法の規定でございます、及び第76条の4、これは介護保険料の準用規定でございますが、これにおきまして介護保険法第135条第1項、これは保険料の特別徴収規定でございますが、これを準用することになっているものでございます。

また、特別徴収の対象人員でございますが、18年度における国保加入者の年齢階層から見ますと約1万1,000人が該当するところでございますが、先ほど申しました年金支給額や2分の1判定、さらには世帯構成等の特別徴収の要件がございまして、現時点での把握は困難な状況でございます。

市民への周知につきましては、9月の国民健康保険証の更新にあわせて改正内容を掲載いたしました「国保だより」を送付し、周知を図ることにいたしておりますが、今後、制度が固まり次第、市広報あるいはホームページ等広報媒体を活用しての積極的な情報を提供してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それでは最初に、後期高齢者医療保険の問題では、日本医師会がことし2月にこのように見解を公表しています。それによりますと、「後期高齢者医療制度についての日本医師会の考え方」と、こういうタイトルですが、75歳以上では疾病の発症率、受療率、要するに治療を受ける率ですね、それから医療費、特に入院、これが急速に高まり、保険原理は機能しにくい。だから保険料で賄うという原理は機能しにくい



と。したがって保障原理で運営し、社会保障の考え方で運営しなければだめだと。公費負担割合を医療費の9割に引き上げることを提案している、日本医師会が。そして段階的に国庫負担割合を引き上げる、また保険料は応能負担とし、一部負担金を一律にする。こういう提案を日本医師会がしているわけでありまして。ですから、もともと無理があると日本医師会自体が言っているんです。保険料で賄うということ自体が無理であると。この日本医師会も公費負担割合を9割に引き上げ、さらにそれをどんどん引き上げていくべきだと、こういう提案をしているんです。

今、公費負担は、つまり国の負担は5割です。この5割というのも実際はもっと低いんです。いわゆる現役並みの所得者、高齢者であってもですよ、75歳の高齢者でも現役並みの収入がある人は、これは公費負担の対象になりませんから、実際は公費負担は44%ぐらいじゃないかと、厚労省自身が試算している。それほど低いんです。だからこんな程度の公費負担ではやっていけないということを日本医師会がもう言っているわけなんです。ですからこの制度は、本当にもう最初から矛盾が大変大きい問題です。

ですから、これを維持しようと思えばもう医療を受けさせないようにするか、それかもう加入者から莫大な負担金を取るか、あるいは市町村がもう莫大な金をつぎ込むか、これしかないんです、公費負担を変えない限りは。だからこういう大変な制度なんです。

そういう意味では、この日本医師会が公費負担を9割に上げよと言っているとおり、私は市長、今、議員に出ておられるんですか、この広域連合の。（「いいえ」と呼ぶ者あり）じゃ、今、防府市から出ておられないのかもしれませんが、今後、広域連合に出られる議員さんにはぜひともこの点を大きく強調してもらいたい。制度自体が公費負担をもっと抜本的に引き上げないとやっていけないと、こういう事態であるので、このことを強く要望していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、国民健康保険の年金天引きの問題です。生活環境部長にお伺いしますが、今、根拠法令は確かに平成何年とおっしゃいましたかね、すみません。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 今の国民健康保険法のいわゆる準用規定がございまして、特別徴収をするということは介護保険法の中で特別徴収をするというふうに規定がありますので、それを準用すると。その規定を準用するわけでございます。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 今、話にありましたように、例えば天引きするということは国会で法案が審議されたり何かすれば新聞報道やマスコミが報道しますから国民も知りますけれども、今のように準用するということで、何というんですか、私に言わせればずるっ

ともう決まってしまったという印象がぬぐえないんですが、とにかく来年から私も市長もそうですか、65歳以上はもう年金から天引きすると、こうなっているわけですね。

生活環境部長、今、市民が来年度になってから窓口には私は押しかけてくるんじゃないかと思うんですが、その辺の状況は、私は壇上で周知されていないというふうに認識していると言いましたが、どのように御認識でしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

生活環境部長（黒宰 満君） 実を申しますと、私どもの方もできるだけ早く市民の方にまず一律的にお知らせをしたいというふうには希望はしておるんですが、これは先ほど申しました医療制度改革の中の平成20年4月から始まるといういろいろなものがございまして。今申しましたように、20年4からは始まるんですが、それまでの個々具体的な制度と申しますか、こういったものがまだまだなかなかできていない。御承知のように、後期高齢者の部分についても国のパブリックコメントが8月の終わりごろまであったというふうな状況で、まだ具体的なものがなかなか出てこない。私どもも県とか広域連合、そういったものにもいろいろ尻を叩くといいますか、尻を蹴るといいますか、いろいろその情報を流せとかいうことをやっておるんですが、何しろ私どもも多分こうなるでしょうというようなものはなかなかお示しできないということで、現時点では窓口にお見えになったお客さん、こういった方の御質問、あるいはいろんな切りかえがございまして、こういったときに、現時点でわかる程度のものを今の段階では細々とお示しをして、あるいは御説明をしておるという状況でございまして。

今、議員がおっしゃいましたように、私どもの方も制度の決定が後ろに来れば来るほど、開始時期は来年の4月からというのはもう決定されておりますので、周知期間が非常に短くなるという懸念はいたしておりますけれども、現時点ではそういう状況でございまして御理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 壇上でも言いましたが、年金からこれだけの、最高額50万円ですよ、今の試算では。今の国保とほぼ同じような額が年金から引かれるんだということは多くの年金受給者にとっては大変大きな問題なんです。こういう大きな重大問題が、まだ国ははっきりした指針を示していない。一番しわ寄せ、市民と国とのはざままで苦労しているのは市なんですけれども。そういう状況でまだはっきりした状況を示さないと。全くけしからんと思うんですけれども。

それにしても、年金から何でもかんでも引き去るというやり方は、私は許せないと思

ます。そういう点では今後も国に対して、こういうやり方に対してはきちんと改善していただくように要望していただきたいということで、この後期高齢者の問題と国保については終わりたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 次は、生活保護行政について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、私の方から生活保護行政についてお答えをいたします。

最近、数年間の面接相談件数、申請件数及び申請率の推移、また窓口規制はないのかとの御質問でございますが、平成15年度以降の件数等について申し上げますと、平成15年度は相談件数が315件ございました。そのうち113件の申請を受理しております。申請率に直しますと約36%になります。以下、平成16年度が相談件数294件のうち111件の申請受理で申請率が約38%、平成17年度が相談件数264件のうち105件の申請受理で申請率が40%及び平成18年度が相談件数211件のうち81件の申請受理で申請率が約38%となっております。

議員御指摘のとおり、相談件数と申請受理件数に差が生じておりますが、その主な原因といたしましては、第1には、いま少しの蓄えがあるが将来が不安であるなど生活上の相談だけをされる方が多数おられます。第2には、利用し得る資産がないか、あるいは年金受給権がないかなど生活の維持に活用できるものはないかを検討していただくよう助言をいたしまして、その結果、活用できるものがあり申請に至らなかったという場合がございます。第3には、扶養義務者からの援助を受けられないかを検討していただくよう助言し、その結果、援助があり申請に至らなかった場合がございます。第4には、他の法律による扶助はないかを担当者とともに検討し、その結果、解決策が見つかり申請に至らなかった場合もございます。第5には、相談者が重複している場合がございます。なお、自助努力された結果、解決策が見つからなかった場合は申請を受理いたしております。当市におきましては窓口規制は一切しておりません。

生活保護の適正実施に向け職員の知識の習得及び資質の向上を図ることはもちろん、平成19年度からは担当職員を1名増員し、体制の強化も図っており、被保護者の方へのきめ細かな自立指導及び支援体制強化をしておるところでございます。

以上でございます。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） それでは、窓口の相談に当たっての、以下、ちょっと項目が多いんで、よろしくお願いたしたいんですが、6項目について窓口での相談に当たってどういふことを行っているかというお尋ねをしたいと思います。

第1点は、申請を受け付ける前、受理する前に市として行っていることはどんなことがあるでしょうか。

第2点は、申請を受け付けて受理した後に行っていることはどんなことをやっているのか。

3番目には、保護を開始した後に行っていることはどんなことをやっているのだろうか。

4番目には、防府市においても辞退届はあると思うんですが、その件数と実際の実態はどうなっているのでしょうか。

5番目は、保護申請の書類、申請書、これは窓口で常時備えつけてあるのでしょうか、どうでしょうか。

6番目は、職員のうち専門職、ケースワーカーの専門職ですね、こういう人たちは何人おられるのか、またその経験年数はどのくらいになっているのか。

以上、ちょっと項目が多いんですけども6点にわたってお尋ねしたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、順番にお答えをさせていただきます。

まず、申請受理前に行うことでございますけれども、まず申請をされたいというその理由です。それから住所、氏名、生年月日、あと家族構成と親族の方のこと、それと手持ちのお金、預貯金、資産、収入の状況、健康の状態、あと持ち家が借家か等を、これを申請前にお伺いをいたしております。

次に、申請受理後に行うことでございますけれども、預貯金調査、扶養義務調査、病状実態調査、各保険加入調査、資産調査等でございます。

次に、保護開始後に行うことでございますけれども、就労指導、療養専念指導、扶養義務者との交流指導、あと転居の指導、これにつきましては家賃が高額な場合は低額なところへ転居していただくということでの指導でございます。次に、資産の処分指導、なお平成19年度から長期生活支援資金の活用ということで、手持ち資金の活用というのが19年度から始まっております。

次に、辞退届の実態でございますが、平成18年度の例で申し上げますと、辞退件数が50件ございます。この理由を見ますと、内容的には稼働収入の増加、これが22件で約44%、それと年金収入の増加、これが17件で34%、次に多いのが引き取り扶養ということで、身内の方の引き取りがあったということで、これが大体大きく主なものでございます。

次に、申請書を窓口で備えつけているかどうかということでございますけれども、これは窓口で備えつけはいたしておりません。といいますのは、この生活保護に関しましては、

生活保護の条件等を説明して、十分に納得していただいた後で申請書をお渡しするという  
ことにしております。といいますのは、その方の生活の状況、あるいは扶養義務者の方へ  
の問い合わせなど本人のプライバシーに立ち入ったことまでお聞きするようになりますの  
で、まず制度について十分な御理解をいただいた上で申請書をお渡しするというので、  
現在は窓口には置いておりません。

次に、職員の専門職ということでございますけれども、現在、課長補佐以下12名、主  
事の資格を持った人間がおります。経験年数でございますが、一番長いのが5年が1名、  
あと以下4年が1名、3年未満が4名、2年未満が2名、1年未満が4名と、内訳はこの  
ようになっております。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 一番問題になるのは、最初にお伺いした申請受理前に行ってい  
ることですね。この北九州の例でも、それからほかのところでもなかなか申請を受け付け  
てもらえない、これが今一番大きな問題になっているわけでありまして、防府市の場合  
は保護を受ける理由とか住所、氏名、生年月日、家族構成、手持ち資金、その他を聞くとい  
うことですが、私が何回も同行した経験からいいましても、職員によってはただお聞きす  
るという態度ではなくて、何というんでしょうか、詰問するというんでしょうかね、そう  
いうふうにとられる対応をする職員さんもおられたやに今まで経験の中でありまして、それ  
が結局やっぱり無言の圧力になって、申請を出しにくいということになった経験をしてお  
ります。

厚生労働省の保護課が通達を出しておりまして、申請受理に当たっては生活保護法に基  
づいて、困窮に陥った原因を問わず、どんな理由で困っているのかということはもう不問  
に付す、すなわち無差別、平等に受け付ける、そして最低生活費と収入との比較で不足分  
を扶助する、これが原則だ。だからどんな理由で、あなたは借金のためにそうなったのか、  
病気のためになったのかというようなことはとにかく不問に付して、無差別平等に、国が  
定めている、防府市であれば幾ら幾ら、1人世帯で幾ら幾ら、2人世帯で幾ら幾らの最低  
生活費、それより収入が下回っておれば、その不足分を扶助するんだ、無条件に。こうい  
う立場で相談を受ける必要がある。そして、先ほどちょっと言いましたが、申請の抑制も  
しくは抑制ととられるような言動は慎めと、こういう通達をしているわけなんですね、厚  
生労働省が。

ですから、さっき私が言いましたように、その辺の徹底ですね、これはやっぱり職員さ  
んにきちんとさせてもらいたい。あくまでこれは、先ほど部長が答弁されたように、保護

制度の説明なんだと。生活保護というのはこういうことですよという説明をするんであって、問いただすのではない。抑制に受け取られるような言動は慎むようにと厚生労働省も通達しているわけですから、そういうふうにとられないようにやっぱりこれを徹底してほしいということをまず1つは要望しておきたいと思うんです。

それから、それと同時に、とにかく申請は、制度を説明して条件に合っていればともかく受理して、そして問題点は保護を開始してから、当面の、とにかく困っているんですから、食っていけないから来ているわけですから、その状況を改善、生活が、生きていけるということを保障した後で、問題があればそれを改善していくように指導する、これが原則ですね。だから、北九州のようなことはもうもってのほかですけれども、それに類するようなこともここでやられてはならないと思うんですね。そういう点でやっぱり職員の指導というものをきちっとやってもらいたい。

私もかなりの件数、いろんな人に同行してお願いに上がりました。その中で、先ほど、繰り返しになりますが、やはりどういうんでしょうか、しかられるというんですかね、そういう圧力のようなものをやっぱり感じることは多々ありました、正直申しまして。そういう点で、部長、この点について、職員の指導についてどのようにお考えかちょっとお答え願いたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 確かに、議員さんがおっしゃいますように、相談された方がそういうふうに圧力を受けたというふうに感じられたということは、これはやっぱり問題だと思います。これにつきましては、私どもの担当補佐がおりまして、そちらの方で十分職員の指導をしておりますが、職員も人の子でございますので、時にはちょっときつい言葉を発する場合がありますかもしれないので、この辺につきましては改めて指導の方を徹底させたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 辞退届の実態については先ほど御答弁いただいたわけですが、そしてまた防府市においてはこういうことはないと思いますが、改めて北九州の例を受けて厚生労働省が辞退届の強要をしないようにということを全国の都道府県の担当者、政令市の担当者も入っているんだと思いますが、これを集めた会議で、辞退届の提出を強要してはならず、保護廃止を決める際には自立のめどを聞くなど十分に留意する必要があると、こういう指導をしたと。これはこの8日の朝日新聞、毎日新聞も同じような記事が出ていました。ですからぜひ、辞退届が本人の意思に基づくものであっても、廃止決定の際には自立のめどを聞くなど直ちに窮迫した状況に陥ることがないように留意すべきだと、こうい

うふうに厚労省は言っているわけです。

だから本人がやめると幾ら言っているから、本人が言っているんだからもう廃止するんだというだけじゃなくて、あなた本当にやめても食べていけますかと、それをちゃんと聞いてから、ちゃんと職員が確信を持ってこの人は自立して生きていける、食べていけるということを確認してから廃止する、本人がやめると言っているからもうやめるんだということではないように、指導していただきたいというふうに思います。

それから、この申請書を窓口で備えつけていないというのは、むやみやたらに書かれたら困るということかもしれませんが、しかし、なかなか出してくれないんですよね、申請書を。あそこへ置いといて、紙は幾らも、少なくともいいわけですから、だから制度を説明して、それでじゃあと行って、帰って書いてきますと言って、そこにあるのを持って帰って書いてきた、不備があったらそのときに指導すればいいわけだし、あるいはその間にいや、私どうもやっぱり言われたように親戚が助けてくれるとか、あるいはまだ売る資産があったからとかいうんで辞退すればそれはそれでいいじゃないですか、紙が1枚や2枚むだになったって。私はやっぱりそこへ備えつけておいて、説明した後、制度を説明した後、それでも受けない、受けなきゃ私は生きていけないという人には持って帰ってもらうように置いておくべきだというふうに思うんですが、部長、その辺の御見解はどうでしょうか。

副議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 確かに、議員さんがおっしゃいますように窓口で書類を置いておけばいいじゃないかということでございますけれども、平成18年度に申請に至らなかったものの内容を見てみますと、やはり相談のみとか、先ほど申し上げましたように、結局、今の窓口で相談に見えられた方の内容を聞きながら相談された方とケースワーカーがその窓口でどういう方法があるのか、じゃあこれがあるじゃないですかという、そういういわばケースワーカーじゃなくてソーシャルワーカーのような形で窓口で対応しております。その辺で、申請書につきましては、できるだけ本人さんに負担にもならないように十分その辺の制度の説明とあわせて、その方がどういう方法があるんだろうかという、そういう相談も一緒に受けております。その辺が実際に窓口の実態でございます。

以上です。

副議長（河杉 憲二君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） なおかつ、そういうことをした後で、帰る際に持って帰れるように私はしておいてもらいたい。これは検討してもらいたいと思います。紙が5枚、10枚むだになったってそんなことは大したことじゃありませんから。

それから最後になりますが、職員さんの今、経験年数を聞いてちょっとびっくりしたんですが、経験5年の方が1人、4年の方が1人、3年の方が4人、2年の方が2人、1年の方が4人。3年以下の人が10人おられますね、3年以下。非常に若い経験者、経験の少ない人が圧倒的に多いということですよね。

私は常日ごろから言っているんですけども、最後のセーフティネット、最後の命綱、行政として市民を死ぬことから助けるといいますかね、大げさに言えば。助ける最大の役割をする部署ですよ、この生活保護というのは。行政としては一番、ある意味ではやりがいのある仕事、行政マンとしても力量を発揮すべき仕事だと思います。しかも、先ほど部長も言われたように単に生活保護だけのことだけ精通しているというんじゃないくて、ほかの制度のこと、あるいは社会全体の常識や知識、そういうものに通じた人でないとなかなかきちとした相談を受けられないと思うんですね。こういうこともあるんじゃないか、いろんな相談があるでしょう。こういう手はどうでしょうかとか。本当にある意味では人生経験もたくさん積んだ人が必要だと思うんです。

私は、ある意味ではこの部署はエリート職員であると思っていますよ。そういう意味では本当にすぐれた職員がここに配置されなきゃいけないし、また若い人も当然必要ですが、やっぱり一定の人生経験と知識と経験を持ったベテランの職員ももっと配置してやるべきだと思うんです。

そういう意味では、これは市長にもお願いしておきたいんですが、余りにこれ若い人が圧倒的に多いんで、先ほど私が言ったような対応にも走りがちのところもあると思うんで、この辺は今後ちょっと職員配置については、専門職員、全員が専門職員ということでは心強く思いますけれども、余りにも経験の少ない人たちが多いので、この辺の配置もよく考えておいていただきたいということを要望して私の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） 以上で、7番、木村議員の質問を終わります。

副議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 4時23分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。



平成19年9月10日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 山 下 和 明

防府市議会 議員 馬 野 昭 彦